

東欧4カ国におけるビジネスリスク

ウィーン・センター

中・東欧諸国では、多くの日系企業が今後新たな投資先あるいは市場先として事業展開を検討している。しかし、これらの国々の経済環境は、西欧先進国と比較すれば、移行中または発展途上であり、個々の日系企業が事業を展開する上でさまざまなリスクがある。こうした状況を踏まえ、ジェトロ・ウィーンでは、2005年11月～2006年2月にかけて、日系企業の関心が高く、一部進出も多くなっている東欧（南東欧）のルーマニア、ブルガリア、クロアチア、セルビア・モンテネグロの各国における投資環境リスクとして考えられる次の諸点について調査を行った。

- (1) 政治状況
- (2) 行政の不透明性の程度
- (3) EU 拡大がもたらす安定性または不安定性
- (4) 事業に対する公的独占の影響度
- (5) 国営企業の民営化状況
- (6) 外国資本の制限
- (7) 非関税障壁
- (8) 法制度にかかわるリスク
- (9) 国民性や商慣行
- (10) 企業設立に必要な行政手続の概要

上記のポイントを中心に共通の項目での4カ国の投資環境リスクについて調べ、比較しやすいよう、レポートとしてとりまとめた。

本調査レポートでは、政治・行政の透明性では汚職の蔓延が指摘されるこれら地域の状況、EU加盟プロセスを通じた諸制度の改革、国内法や国内基準のEU法やEU基準への適合に向けた改革などは各国への投資にかかわる事項への安定性を増加させ、結果として投資リスクの減少をもたらすことにつながるのかなどについて報告している。

本調査レポートがこれら地域でビジネスを検討されている日系企業各位の参考となれば幸いである。

目 次

ルーマニアにおけるビジネスリスク（要約）	6
ブルガリアにおけるビジネスリスク（要約）	7
クロアチアにおけるビジネスリスク（要約）	8
セルビア・モンテネグロにおけるビジネスリスク（要約）	9
〔 1 〕 ルーマニア	11
1．政治的リスク	11
1.1 政府の安定性	11
1.2 行政および政策の透明性/不透明性	12
1.3 EU拡大がもたらす安定性/不安定性	13
2．経済的リスク	14
2.1 事業に対する公的独占の影響（民営化と自由化）	14
2.1.1 2000～2005年の移行期間	14
2.1.2 自由化と民営化	17
2.1.3 ビジネス環境と競争	17
2.1.4 インフラストラクチャー	18
2.1.5 金融部門	18
2.2 外国資本流入に対する制限	19
2.3 非関税障壁（表示、パッケージング、認証）	20
2.4 経済関連法に起因するリスク	21
2.4.1 EU法への調和に関するリスク	21
2.4.2 司法部門におけるリスク	22
3．社会的リスクとそれが日本の投資家に与える影響	22
3.1 労働組合の影響	22
3.2 国民性と現地のビジネス慣行	22
4．会社の設立	23
4.1 会社設立の根拠法	23
4.2 行政手続き、関連当局、必要なコンタクト	24
4.3 会社設立に際しての特記事項	25
4.4 公的インセンティブと支援	25
〔 2 〕 ブルガリア	26
1．政治的リスク	26

1.1 政府の安定性	26
1.2 行政および政策の透明性/不透明性	26
1.3 EU拡大がもたらす安定性/不安定性	27
2 経済的リスク	28
2.1 事業に対する公的独占の影響（民営化と自由化）	28
2.1.1 2000～2005年の移行期間	28
2.1.2 ビジネス環境と競争	31
2.1.3 インフラストラクチャー	31
2.1.4 金融部門	32
2.2 外国資本流入に対する制限	32
2.3 非関税障壁（表示、パッケージング、認証）	34
2.4 経済関連法に起因するリスク	36
2.4.1 EU法への調和に関するリスク	36
2.4.2 司法部門におけるリスク	38
3 社会的リスク	41
3.1 労働組合の影響	41
3.2 国民性と現地のビジネス慣行	41
4 会社の設立	42
4.1 会社設立に要求されること	42
4.2 行政手続き、関連当局、必要なコンタクト	42
4.3 会社設立に際しての特記事項	43
4.4 公的インセンティブと公的支援	44
〔3〕 クロアチア	45
1 政治的リスクとそれが日本の投資家に与える影響	45
1.1 政府の安定性	45
1.2 行政および政策の透明性/不透明性	46
1.3 EU拡大がもたらす安定性/不安定性	47
2 経済的リスク	48
2.1 事業に対する公的独占の影響（民営化と自由化）	48
2.1.1 2000～2005年の移行期間	48
2.1.2 自由化と民営化	51
2.1.3 ビジネス環境と競争	51

2.1.4	インフラストラクチャー	51
2.1.5	金融部門	52
2.2.	外国資本流入に対する制限	52
2.3	非関税障壁（表示、パッケージング、認証）	53
2.4	経済関連法に起因するリスク	53
2.4.1	EU法への調和に関するリスク	53
2.4.2	司法部門におけるリスク	55
3.	社会的リスク	55
3.1	労働組合の影響	55
3.2	国民性と現地のビジネス慣行	55
4.	会社の設立	56
4.1	会社設立に要求されること	56
4.2	行政手続き、関連当局、必要なコンタクト	57
4.3	会社設立に際しての特記事項	58
4.4	公的インセンティブと公的支援	58
〔4〕	セルビア・モンテネグロ	59
1.	政治的リスク	59
1.1	政府の安定性	59
1.2	行政および政策の透明性/不透明性	61
1.3	EU拡大がもたらす安定性/不安定性	61
1.3.1	安定化・連合プロセスとその手段	62
1.3.2	必要な改革工程	63
1.3.3	欧州パートナーシップ優先事項の実行	64
1.3.4	将来の安定化・連合協定	65
2.	経済的リスク	65
2.1	事業に対する公的独占の影響（民営化と自由化）	65
2.1.1	2000～2005年の移行期間	66
2.1.2	自由化と民営化	68
2.1.3	ビジネス環境と競争	69
2.1.4	インフラストラクチャー	69
2.1.5	金融部門	69
2.2	外国資本流入に対する制限	70

2.3	非関税障壁（表示、パッケージング、認証）	71
2.4	経済関連法に起因するリスク	72
2.4.1	改革プロセスと残るリスク	73
2.4.2	十分な憲法不在に起因するリスク	73
2.4.3	裁判所の組織	74
2.4.4	新会社法に起因するリスク	74
2.4.5	新労働法に起因するリスク	75
2.4.6	新破産法に起因するリスク	75
2.4.7	新知的財産法に起因するリスク	76
3	社会的リスク	77
3.1	労働組合の影響	77
3.2	国民性と現地のビジネス慣行	77
4	会社の設立	78
4.1	会社設立に要求されること	78
4.2	行政手続き、関連当局、必要なコンタクト	78
4.3	会社設立に際しての特記事項	79
4.4	公的インセンティブと公的支援	83

ルーマニアにおけるビジネスリスク（要約）

政治・行政面のリスク

現政権の連立与党（国民自由党、民主党など4党）は議会で過半数をわずかに超える程度の勢力しかなく、政権基盤は盤石ではないが、目下のところ2007年または2008年のEU加盟を目指して全力で改革に取り組んでいる。最大の課題は汚職・腐敗の撲滅であり、これが行政面における最大のリスク要因である。EU加盟プロセスの中で、政府は汚職を重大な問題であると認識し改革に取り組んでいるが、更なる努力が必要な状況。また、他の南東欧諸国と同様に、司法制度や裁判への信頼性が低いことに留意すべきである。

経済面のリスク

概してビジネス環境は好転してきているが、企業破産時の経営者から従業員への強制的賃金支払いなど企業にとってかなり厳格な労働法による規制がある。組合は弱体。

全般的には外国企業の活動に大きな制約はなく、外資による投資について特に制限もない。既にエネルギーや金融部門において外資による多額の投資が行われている。

他方、現時点では、外国人の不動産所有に制限があるが、EU加盟後5～7年の間にEU市民による不動産取得の制限は撤廃される見込みである。

知的財産権に関する法制については概ね「アキ」（加盟のための義務遂行能力「アキ・コミュニティ」）（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体。以下「アキ」）に適合しており、EUレベルの保護がなされている。

非関税障壁

EU加盟後、原則としてEUのいずれかの国で承認された製品は、自動的にルーマニアでも承認されることとなる見込み。ただし、機械、ガス器具、家電製品、玩具等については、ルーマニア語による説明書等が必要である。また、消費者保護の観点から、製造または輸入者、取扱説明書、原産国、製品利用に際しての注意事項等をルーマニア語で記載することが必要である。

その他

一般的に、ビジネス交渉には時間がかかり、意思決定は遅い。また、交渉の冒頭では打ち解けた雰囲気にはなりにくい。その後、特に飲食の過程で打ち解けてくることが多い。ルーマニア人は自らを古代ローマ帝国の末裔と信じており、ロシア人よりフランス人への親近感を持っている。また、ハンガリー人など国内少数民族に関する話題は避けるべき。

ブルガリアにおけるビジネスリスク（要約）

政治・行政面のリスク

政府の腐敗や汚職がかなり深刻である。そのため各党とも国民の支持が低下しており、単独で議席の過半数を取れない第1党の社会党を中心とした政権は、3党連立の不安定さを抱えている。2007年1月のEU加盟予定国として、政府は汚職・腐敗の撲滅に取り組んでいるものの、なお遅れが指摘されており予定通り加盟を果たせるかどうか疑問を呈する見方が少なくない。

このため現在のところ、民営化、公共入札、裁判等の行政・司法手続は慎重に対応する必要がある。特にブルガリアでは裁判官の地位が低く、また、欧米の法制度に十分な知識を有する裁判官が少ないこともあり、契約を巡る紛争等において裁判所を十分に信頼することは難しい。

ただし、遅くとも2008年1月にはブルガリアはEUに加盟すると見込まれるので、それまでは「EU加盟」という目標は政権の分裂を避け、安定を保つ方向に作用しよう。

経済面のリスク

経済発展のカギを握るのはマクロ経済の安定と構造改革であり、法制度の向上、輸送インフラの発展、貿易・投資機会の増大および労働市場の改善が主要な課題であると、2006年2月に首都ソフィアで開催された世銀フォーラムでも指摘されている。

とくに国際輸送インフラの中でも高速自動車道と国境の整備が大幅に遅れており、日本の投資誘致に当たっても大きなネックになっている。

経済に関する法制度は、概ねEUの「アキ」に適合しており、外国企業の活動に大きな制約はない。外資による投資について制限も特になく、国营企業の民営化に当たっては既に多くの外資が投資を行っている。労働組合は弱い。

非関税障壁

製品安全基準等はEU基準に適合しているが、パッケージング、表示、取扱説明等はブルガリアの基準に適合している旨の証明およびブルガリア語による説明等が必要である。

最も問題となる非関税障壁は、多すぎる通関書類の要求、極端に遅い通関貨物の取り扱いおよび賄賂である。また、通関事務処理を行う税官吏の研修・訓練不足により、業務が気まぐれで矛盾が多い点も問題である。

その他

現時点では汚職が蔓延しているため、ビジネスの交渉相手も汚職に手を染めている可能性がある。この話題は避けるべきである。また、一般にブルガリア人は、最初から核心に迫る話題には入らないことにも留意すべきである。

歴史的な背景から、ロシア人に対しては友好的であり、トルコ人に対しては非友好的な面がみられる。

クロアチアにおけるビジネスリスク（要約）

政治・行政面のリスク

クロアチア政府の腐敗や汚職が依然としてかなりある。また、行政手続に対する政治家の影響力が大きく、国営企業の民営化、公共入札等においてしばしば政治家による介入が見られる。

会社設立やその他許認可の行政手続について、最近「ワンストップ・ショップ」の設置など改善の動きが見られ、設立手続きは以前の平均 50 日強から 2005 年には 16 日(営業日)にまで短縮された。ただし、小売業の登録など一部については、その期間は 3 日程度にまで短縮されている。

土地の所有権はしばしば不明確なことが多く、特に 2,000 平米以上の広さの土地は所有権が一層不明確なので購入時には注意が必要である。現在、土地登記手続の改革が行われているが、所有権の未確認案件がなお 20 万件以上あると言われ、既存の行政能力では対応しきれないため円滑な不動産流通の障害となっている。

また、他の南東欧諸国と同様に、現状では裁判等の司法手続は慎重に対応する必要がある。すなわち、一般に裁判官の地位は低く、また欧米の法制度に十分な知識を有する裁判官が少ないため、契約等に関わる紛争解決で裁判所を十分に信頼することが難しい。

EU 加盟問題については、EU との間で既に 2001 年に安定化・連合協定 (SAA) を締結し、2005 年 10 月から加盟候補国として交渉が開始されている。また、同年 12 月に EU 加盟の最大の障害となっていたクロアチア内戦の戦犯が逮捕されたことから、加盟交渉の大幅な進展が期待されている。

経済面のリスク

経済に関する法制度は、会社法、企業会計・監査などが、EU の「アキ」への対応に遅れが見られると指摘されている。他方、知的財産権に関する法整備は、概ね「アキ」に適合しているとされる。

外国企業の活動には大きな制約はなく、外資による投資について制限も特にない。利益送金も、クロアチア国内で適正に納税等の義務が履行されている限り、自由に外国に送金可能。労働組合は弱い。

非関税障壁

製品安全基準等は、独立直後には旧ユーゴスラビアの基準を引き継いだが、現在はほとん

どの基準はE U基準に適合している。しかし、パッケージング、表示、取扱説明等はクロアチア語による説明が必要である。

その他

クロアチア人は自らの国をバルカン地域というよりは中欧と見なす傾向がある。過去の戦争に関する議論、クロアチア人とセルビア人など人種の比較は避けるべきである。クロアチア人ビジネスマンは、概ね英語とドイツ語に通じており、沿岸部ではイタリア語が通じるケースも多い。

セルビア・モンテネグロにおけるビジネスリスク（要約）

政治・行政面のリスク

1990年憲法(ミロシェビッチ憲法とも呼ばれる)がいまだに有効性を持っていることから、セルビア・モンテネグロ連合は現時点では十分な憲法の枠組みを持っていない。そのため行政・司法の透明性向上を図る制度的な担保が不十分であり、この点でのリスクは大きい。すなわち、汚職は多く、行政運営は必ずしも透明ではない上、官僚主義により許認可等手続にも時間がかかることが多い

司法は改革が進められており、政治・行政から大幅な司法の独立を果たしつつある。しかし、判事の研修不足だけでなく新制度運用環境の未整備や実効ある汚職防止対策等の面で未だ課題は多い。

また、2006年前半には、モンテネグロ独立投票の実施、コソボの最終的地位確定交渉など大きな政治イベントがあり、これらの動向を注視することが必要。

しかし、昨年からE Uとの間でSAA締結交渉に入っており、2010年代前半頃のE U加盟の可能性が高まってきているため、今後、リスク要因は減少に向かおう。

経済面のリスク

セルビアとモンテネグロとは、経済面では異なる制度を採用していることに留意すべきである。すなわち、法人税率や関税も異なっており別である。今後行われるWTOへの加盟申請も、別々の主体としてなされる見込み。

輸入規制は徐々に撤廃されてきているが、セルビアでは特に農業製品について高関税が残っている。

近年、セルビアで国営企業の民営化が進められており、既に1000件以上の企業が民営化されている。外資の流入規制も緩和されつつあるが、通貨および有価証券の輸出入に係る税関への申告義務、非居住者の不動産取得禁止等の制限がある。

知的財産権保護に関しては、保護法制が整備されつつあるが、なおその執行に係る疑念が

残っている。 労働組合は弱い。

非関税障壁

多くの非関税障壁がある。指定製品の輸出入に当たっては、関係省庁・機関の許可が必要であるほか、輸入製品はセルビアの基準を満たしていることが必要である。自動車の輸入は、現時点ではE Uの型式認定基準が適用されていない。また、取扱説明書、保証書等は、輸入前にセルビア語で記載されたものを添付しなければならない。

その他

一般的に、セルビア人は商談などでも単刀直入に核心をつく。また、多くのセルビア人は英語に通じており、通常は通訳不要。

過去の旧ユーゴ紛争、コソボ等の政治問題の話題は避けるべき。

〔 1 〕 ルーマニア

1 . 政治的リスク

1.1 政府の安定性

現政権の基盤は前政権と同様に弱いものの、EU との調和プロセスが経済および商業関連法の改革・整備の可能性をもたらしている。

・ 憲法改正

2003 年 10 月に行われた憲法改正に関わる国民投票は、ルーマニアに非常に大きな影響を及ぼす 3 つの変化をもたらした。すなわち、(1) 大統領任期が 4 年から 5 年に延長されたことによって、今後国会選挙と大統領選挙が同年に行われることはなくなった。また、首相の立場が強化され、首相ポストが大統領から解任されることはなくなり、国会の両院がこれまでのような同一の義務を負うこともなくなった。(2) 少数民族の権利強化と強制兵役制度の廃止(徴兵制度の実質廃止は 2006 年 6 月以降段階的に開始)が規定された。また、これまで検事によって出されていた逮捕状が、今後は判事によってのみ出されるようになるということは大きな意味を持つ。(3) 新憲法には、民間団体からの強い要求により、財産の保護だけでなくその保証も盛り込まれた。また新憲法は、他の多くの憲法に見られないような先進的な考え方も取り入れており、全ての国民に対する「エコロジーと調和の取れた健全な環境」の権利という規定を含んでいる。

・ 新連立政権

2004 年末からルーマニアでは新しい連立政権(カリン・ポベスク・タリチェアヌ首相)が国政の責任を担っている。2004 年 12 月 29 日に開かれたその第 1 回会合において、国民自由党民主党連盟はフラット税の導入を決めた(所得税と法人税の税率が一律 16% のユニークな制度)。この時点までの所得税率は 18 ~ 40% であった。

現政権の連立基盤は脆弱であり、過半数から僅か 7 議席超の多数派しか形成できていない。連立政権にとって有利なのは、トライアン・バセスク大統領も国民自由党民主党連盟を出身母体としていることである。前政権では、二つの小政党人道党(PUR、現在は保守党(PC))と UDMR(ハンガリー人民主同盟)が、アドリアン・ナスターセ首相の社会党と連立を組んでいた。現在は、これら 2 小政党は国民自由党民主党連盟と手を結び、社会民主党と PRM(民族主義政党)が野党となっている。

政府の優先政策の焦点は、汚職撲滅と税負担の削減である。また、地方分権化も焦点となっている。タリチェアヌ新首相は最初の施政方針演説で、「共産主義体制から資本主義への移行はついに終了した」と述べている。

良好なマクロ経済指標（平均経済成長率 5%）、改革の順調な遂行（EU 法制・規則への調和はブルガリアよりもより効率的に行われている）、財政赤字の削減（2004 年で対 GDP 比 1.6%）および外貨保有高 100 億ユーロといった条件を背景に、現政府には十分に成功のチャンスがある。

1.2 行政および政策の透明性/不透明性

行政および政策の不透明性は、とりわけ蔓延する汚職に起因している。司法部門におけるリスクは、ルーマニアに限らずその他の国についても言え、中・東欧諸国の多くの国において、投資家は自らの契約上の権利を弁護する際に地元の裁判所を十分に信頼することができない。この問題は、以下の範疇の国々において存在する。

- ・ すでに EU に加盟し、調和した法制を有する国（スロバキア）
- ・ EU 加盟を間近に控え（2007 年あるいは 2008 年）、自国法制の大半が EU 法制に適合している国（ブルガリアとルーマニア）
- ・ EU 法制への適合プロセスが開始された国（クロアチア）
- ・ EU 加盟にはまだ程遠い国（セルビア・モンテネグロ連合）

政府の主要課題は、EU 加盟および汚職との闘いである。EU 加盟のために、経済はもちろん、教育、保健、公共行政、司法および文化の各分野における改革が要求されている。アドリアン・ヴィデアヌ副首相は「EU 加盟による市場圧力でルーマニア企業の 10% しか生き残れない可能性がある」と評価している。コドゥルツ・セレス経済相は「エネルギー部門には特に注意を払いつつ、政府が関与している事業の自由化に努めたい」と述べている。輸送インフラには、投資家と観光客を惹きつける意味から特別の注意が払われるであろう。各閣僚はいずれも予算増額、透明性のある支出、汚職と官僚主義の抑制を約束している。

・汚職

ルーマニアにおいて、汚職は長年に渡る問題で、世論調査において常に汚職が問題のトップにランクされている。しかし、政府によってそうした状況が「問題」として認識されたことは、非常に意義ある前進であった。ナスターセ前政権は国内外に対して汚職問題が

あることを認めた。汚職撲滅の法的枠組みは大筋でナスターセ政権時代に設定・承認され、国家汚職撲滅委員会（PNA）の創設によって、組織的な体制も改善されている。PNA は、収賄容疑の警察官から贈賄容疑の政府アドバイザーに至るまで、様々な汚職案件を取り扱っている。しかし、こうした対策が打ち出されているにもかかわらず、汚職との闘いのゴールは程遠く、ルーマニアが EU 加盟を予定している 2007 年までに汚職を一掃するためには、さらなる集中的な努力が迫られている。この分野の進展不足に対しては、欧州議会から非常に厳しい批判が表明されている。

1.3 EU 拡大がもたらす安定性/不安定性

ルーマニアの 2007 年（あるいは 2008 年）EU 加盟は、投資環境の改善面で安定性をもたらす（とくに経済法関連分野において）。

タリチェアヌ内閣の最大の目標は、EU 加盟である。行政、汚職、競争政策および司法の分野においては、相当な改革努力が求められている。

2005 年 10 月 25 日に発表された EU 加盟準備状況に関する年次報告書（以下、モニタリング・レポート）で、欧州委員会は準備の遅れが深刻な汚職と国境の安全保障という問題の改革努力の強化を要求している。

ルーマニアに対し EU は多くの財政支援を行っている。PHARE（法整備、行財政制度整備等の支援）、ISPA（結束基金に関連した位置づけで行う運輸及び環境分野のインフラ整備プロジェクトに対する支援）および SAPARD（農業分野、地域振興における支援）プログラムの枠組みの中で、2006 年における「EU 加盟準備支援」の総額は 11 億 1,500 万ユーロに達することになる。

EU からの圧力で 2005 年夏に、タリチェアヌ首相は国会の内閣不信任決議を賭して、大々的な司法部門の改革の実施に踏み切っている。現在、多くの大規模な汚職事件が法廷で裁かれている。

ルーマニアが EU に加盟すると、ウクライナ、モルドバおよびセルビア・モンテネグロとの間で 2,000km に及ぶ（EU の）国境線が出現するが、2004 年夏、当時の社会党政権は公開入札なしに航空宇宙会社 EADS との間で総額 12 億ユーロに上る国境安全装置の供給契約を結んだ。新政府は、PHARE プログラムによって資金手当てがなされているプロジェクトとの重複があったとして、さらなる交渉の継続（＝仕切り直し）を要求した。2005 年秋にバスケス大統領は、EADS に対する 12 億ユーロの支払いは、4 億ユーロ減額すべ

きと発言し、内務省を通じ、その通り契約の見直しに成功した。

2．経済的リスク

2.1 事業に対する公的独占の影響（民営化と自由化）

EBRD（欧州復興開発銀行）の「Transition Report 2005」は、この分野を以下のよう
に分析している。

- ・ 通貨交換性：100%OK
- ・ 国内への直接投資の管理：なし
- ・ 利子率自由化：100%自由化
- ・ 通貨交換レート管理体制：管理フロート制
- ・ 賃金規則：有り
- ・ 土地売買の可能性：実質的になし
- ・ 自由競争保護委員会：有り
- ・ 破産法の質：高い
- ・ 担保取り引きに関わる法：高度
- ・ 会社統治に関わる法の質：低い
- ・ 電気通信分野における規制主体の独立性：100%保証
- ・ 電力分野における規制主体の独立性：100%保証
- ・ 鉄道インフラ所有者と運用者の分離：100%分離
- ・ 特許・利権等の譲渡に関わる法の質：中程度
- ・ 責任自己資本比率：12%
- ・ 預金保険システム：有り
- ・ 証券市場に関わる法の質：中程度
- ・ 民間年金基金：有り

2.1.1 2000～2005年の移行期間

2000～2005年のルーマニアにおける民営化および自由化の傾向を、マクロ経済データと「EBRD指数」を用いたEBRD評価に基づいて表したのが、次の表1である。

また表2は、2005年のルーマニアにおける民営化ないし自由化に対する、EBRDによる評価を表している。

表 1：ルーマニアにおける移行段階の進展（2000～2005 年）（出所：EBRD）

企業	2000	2001	2002	2003	2004	2005
民営化収入（累積額、対 GDP%）	8.2	8.5	8.9	9.1	9.7	na
民間部門 GDP 占有率（%）	60.0	65.0	65.0	65.0	70.0	70.0
民間部門雇用占有率（%）	75.0	75.0	na	na	na	na
国家補助+経常移転（対 GDP%）	14.4	14.4	14.0	14.1	14.0	na
工業部門雇用占有率（%）	18.6	18.9	20.4	25.2	na	na
工業労働生産性の変化（%）	10.9	7.5	13.4	15.5	na	na
投資の対 GDP 比（%）	19.5	22.6	23.5	24.6	na	na
小規模民営化 EBRD 指数 1)	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
大規模民営化 EBRD 指数 1)	3.0	3.3	3.3	3.3	3.7	3.7
企業改革 EBRD 指数 1)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.3
市場および貿易						
規制価格の割合（%）	13.9	17.6	20.3	21.5	22.4	21.9
EBRD15 バスケットにおける規制価格財の数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
非移行段階諸国との貿易比率%	87.5	83.2	84.0	83.9	80.5	na
貿易総額の対 GDP 比（%）	60.5	64.1	66.3	69.7	73.3	na
関税収入（対輸入額比%）	3.3	2.2	1.7	1.8	1.5	na
価格自由化 EBRD 指数 1)	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
外国為替・貿易自由化 EBRD 指数 1)	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
競争政策 EBRD 指数 1)	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3

1)注：移行レベル指数は「1」から「4+」の範囲であり、「1」は堅固な中央計画経済、ないしそこからほとんど変化がないことを表し、「4+」は標準的な工業化市場経済を表す。

民間部門が GDP に占める割合は、公式（政府）および非公式な情報源から得られた統計を用いて算出されている。そのシェアには、登録された民間企業の公式な活動による収入と、信頼できる情報に基づく非公式な活動によるものとの両方を含む。「民間企業」という用語は、私的個人もしくは主体が持ち分の

過半数を保有する全ての企業を指す。

EBRD 評価の正確さは、データ上の制限、とりわけ非公式活動の領域におけるそれによって束縛される。一部のケースにおいて、EBRD 評価は公式データと大きく異なっている。それは通常、「民間部門」あるいは「非国家部門」という用語の定義の相違に根ざしている。

表 2：2005 年のルーマニアにおける移行段階の進展（出所：EBRD）

- ・ 2005 年央における国民人口：2,170 万人
- ・ 2005 年央における GDP に占める民間部門の割合（EBRD 評価）：70%

（EBRD 移行段階指数）¹⁾

企業	大規模民営化	4 -
	小規模民営化	4 -
	企業統治・再編成	2 + ↑
市場および貿易	価格自由化	4 +
	貿易・外国為替システム	4 +
	競争政策	2 +
金融機関	銀行業務改革・利子率自由化	3
	証券市場・非銀行系金融機関	2
インフラストラクチャー	インフラストラクチャー改革	3 +

1)注：移行レベル指数は「1」から「4+」の範囲まであり、「1」は堅固な中央計画経済、ないしそこからほとんど変化がないことを表し、「4+」は標準的な工業化市場経済を表す。

民間部門が GDP に占める割合は、公式（政府）および非公式な情報源から得られた統計を用いて算出されている。そのシェアには、登録された民間企業の公式な活動による収入と、信頼できる情報に基づく非公式な活動によるものとの両方を含む。「民間企業」という用語は、私的個人もしくは主体が持ち分の過半数を保有する全ての企業を指す。

EBRD 評価の正確さは、データ上の制限、とりわけ非公式活動の領域におけるそれによって束縛される。一部のケースにおいて、EBRD 評価は公式データと大きく異なっている。それは通常、「民間部門」あるいは「非国家部門」という用語の定義の相違に根ざしている。

↑ および ↓ によって、当該部門指数の前年からの変化が表される。矢印 1 本は 1 ポイントの変化を表す（例えば 4 から 4+ へ）。上向き矢印は改善、下向きは悪化を表す。

2.1.2 自由化と民営化

大規模国営企業の民営化は継続・実施されており、2004年12月にオーストリアのOMVは8億3,060万ユーロの増資引き受けによって、国営石油ガス会社SNPペトロムの株式の過半数を獲得した。これは、2004年7月のOMVによるSNPペトロムの株式33%の買収（過去、ルーマニア最大の単独民営化案件）に続くものであった。2006年に終了予定の民営化プログラムでは、現在、ギリシアのOTEがルーマニア最大手のテレコム企業であるロムテレコム社の株式の過半数を保有しているが、ロムテレコム社が持つ残る株式47%の持ち分の売却が計画されている。政府は、別のテレコム企業であるポステレコム社の株式売却と、国営ラジオ放送のラジオコミュニケーター社の民営化も、2006年内に完了させたい意向である。しかしながら、民営化庁の管轄下にある多くの国有資産は売却が困難である。同様に、存続の見込みがない企業の整理・解散は、非効率的な破産手続きによって妨げられている。

資本勘定の自由化は2005年4月に再開され、2006年9月に完了する見込みである。すでに2005年4月に中央銀行は、ルーマニア通貨レイ建て定期預金への非居住者のアクセスを解禁した。また2005年7月には、国内居住者の外国における普通預金および定期預金へのアクセスを解禁した。

2.1.3 ビジネス環境と競争

2004年に事業登録および認可に関わる新法が採択された。環境、健康、安全などに大きな影響を与えるものを除いて、事業の登録に要する日数は3日間に短縮された（影響を与えるものは約1ヵ月を要する）。財政手続法と労働法の問題は、論争の種であり、特に労働法典には企業が破産した時に労働者に対して支払われる強制的賃金基金のような、経営者側から見れば不必要なほどに厳格と感じられる規定が含まれている。しかし、最近の法令改正によって、固定条件労働契約や集団解雇、労働時間の再配分といった条件の緩和が図られている。社会保険負担率も南東欧地域において最も高く、闇労働を正当化する逆インセンティブとして機能している。

2005年度EBRD/世銀版ビジネス環境企業実績調査によれば、前回調査が実施された2002年時点と比較して、ルーマニアにおける平均的企業は司法と汚職が自らのビジネスにとって「問題でなくなってきた」とみなす傾向が確認されている。他の指標では、汚職の頻度および代価の明らかな低下が見て取れる。しかしながら、商業問題を取り扱う判事の訓練不足のために、裁判所業務は引き続き障害を抱えたままとなっている。特に、商業登録所に配置される判事は1年毎に転属され、複雑な商業案件の処理に要求される専門知識

を養う余裕がない。手続きの遅さおよび投資や契約を適正に保護することができていない現状に対して、政府機関である司法局も国際機関やビジネス界から批判を浴びている。汚職の申し立てに対応すべく、2005年8月に中央汚職防止事務所の責任者としての地域検察官が任命されている。

2.1.4 インフラストラクチャー

国内の配電会社8社のうち4社およびガス供給会社2社の民営化への進展が見られた。すなわち2005年4月に政府は、ELECTRICA BANAT および ELECTRICA DOBROGEA の各々の株式51%をイタリアのENELに合計1億1,200万ユーロで売却すると発表した。また、ELECTRICA MOLDOVA は単独入札者の独 E.ON に1億ユーロで、ELECTRICA OLTENIA の株式の51%はチェコのCEZに1億5,100万ユーロでそれぞれ売却するという決定を発表した。残る4つの配電会社の民営化は、2006年に行われる予定である。2005年6月に政府は、天然ガス供給会社であるDISTRIGAZ SUDの株式の51%を仏ギャズ・ド・フランスに3億1,100万ユーロで売却した。2004年10月には、DISTRIGAZ NORDの株式の51%を独ルーアガスに3億300万ユーロで売却することに合意したものの、本件はまだ完全に完了していない。

2.1.5 金融部門

民営化が完了していない銀行は、貯蓄銀行(CEC)と輸出入銀行(EXIMBANK)の2行のみで、今なお政府が過半数の株式を保有している。両行の資産の全銀行資産に占める割合は約8%である。輸出入銀行は、輸出融資および保証業務に責任を負う機関に変わりつつある。また、貯蓄銀行は民営化が開始され、2005年8月には9件の関心企業から申請が寄せられたが、今後についてはなお政府の決定待ちの状態である。他方政府は、バンカ・コメルチアラ・ロマーナ(BCR銀行)の残存持ち株の売却を進め、11の銀行が入札に参加した結果、2005年10月にオーストリアのエルステ銀行が落札した。

2005年7月に中央銀行は、民間部門への融資の高い伸びを抑えるため、より厳しい一連の対策を打ち出した。その対策には、対外長期債務に対するより高い準備率の要求が含まれている。しかしながら、この一連の対策は、一部の銀行に対して効果を挙げているようであるが、いまだに規制や監督がなく、しかも急成長しつつあるリース部門は対象外となっている。

2.2 外国資本流入に対する制限

資本の流入には、官報 No.395 (1997 年 12 月 31 日) および No.769 (2001 年 12 月 3 日) に従った認可が必要である。ルーマニアは EU 加盟までに (2007 年もしくは 2008 年) 自由な資本移動を実現する計画である。

欧州委員会は、ルーマニアに関わる「モニタリング・リポート(2005 年 10 月 25 日発表)」の中で、「資本の自由な移動」に関し以下のように述べている。

加盟国は相互間の資本の移動に関わる法に対してあらゆる制限を撤廃するのみならず、(一部の例外を除き) 加盟国以外の第 3 国との間でも同様の条件を保証し、あらゆる形の国境を越えた支払いおよび送金の適正な機能を保証する EU 規則を適用しなければならない。アキ・コミュノテール(欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体。以下『アキ』)は同様に、支払いシステムに関わる統一規則を定めている。

マネーロンダリング指令は、マネーロンダリング行為を犯罪的攻撃と規定している。同指令は金融機関に対して、自らの顧客の身元を把握し、適正な記録を残し、いかなるマネーロンダリング疑惑についても報告することを要求している。同時に、会計監査人、外部会計士、公証人および弁護士、カジノ経営者、不動産仲介業者、高額取引に関与する一定の高価製品取扱い業者の活動についても規定しており、十分な業務執行能力が求められている。

資本の移動と支払いの分野における EU との法的適合は相当に進み、現時点ではほぼ完了している。国内金融機関における非居住者の現地通貨レイ建て普通および定期性預金の運用は、2005 年 4 月に自由化された。経常および資本勘定での外国通貨取引に対する制限も、2005 年 1 月に撤廃されている。またルーマニアは、EU 国籍企業に対する部門ごとの最低資本額に関わる法的要求を廃止し、同様に保険サービスに関するあらゆる国籍条件も取り払っている。2005 年 6 月には、政府が民営化された企業に対してゴールデンシェアを保留する可能性を排除する法が採択された。同法の実施に当たっては、残された標準的支配持ち株の譲渡(国有財産民営化庁(AVAS)のポートフォリオで確認されている 110 社のうち、すでに 101 社において譲渡が実行されている)および同法に先立ち規定されている個別の取り扱いに焦点が当てられるべきである。行政組織はすでに整備されており、満足に機能している。

ルーマニアは加盟後遅くとも 5 年以内に、容認された移行段階措置に従って、ルーマニアに非居住の EU 国籍市民による第 2 住居の購入制限を撤廃することになっている。同様に移行段階措置に従って、加盟後遅くとも 7 年以内に、EU 国籍市民による農地および森

林の購入に対する制限の撤廃が約束されている。

「ルーマニアは、資本の移動、支払い分野に関わる加盟協議において生じた約束および要求事項を総じて満たしており、加盟後にこの『アキ』を実行できる状況にあることが期されている。同様に、支払いシステムの分野に関わる加盟協議において生じた約束および要求事項も満たしている。マネーロンダリングの分野ではさらなる努力が必要であり、ファイナンシャル・アクション・タスク・フォース(金融活動作業部会)が履行されなければならない、その執行には根本的な改善が必要である。」と欧州委員会は述べている。

2.3 非関税障壁(表示、パッケージング、認証)

ルーマニア標準化機関(ASRO)による国内基準への適合評価が求められる製品がある。

ルーマニアのEU加盟は、二重認証の要求に終止符を打つことになる。ある製品が他のEU諸国において容認されれば、その製品は自動的にルーマニアでも容認され、さらなる認証あるいは検査は不要となる。ルーマニアは標準化、認証および市場監督全体の分野におけるEU法制への適合に非常に大きな努力を払ってきた。

ルーマニア市場で販売される建設資材、機械装置、ガス用装置・器具、家電製品、14歳以下の子供向け玩具および食料品等に対しては説明書および証明書が求められる。この規則の背景には、国内市場に疑いのない製品を供給するという製造業者および輸入業者の義務が意識されている。労働、健康、環境および事故防止に関する政府の基準に適合している場合、その製品は無害であるとみなされる。市販の自由は、当該製品がEUガイドラインに適合しCEマークを持つ場合に、適合認証書によって与えられることになる。適合評価に関わる全ての問題を担当するのはルーマニア標準化機関(ASOCIATIA DE STANDARDIZARE DIN ROMANIA: ASRO、英文名はRomanian Standards Association)である。

住所: 215-25 Mendeleen Str., Sector 1, RO-70201 Bucharest

英文ホームページ: http://www.asro.ro/engleza2005/default_eng.html

すでに述べた認証制度に加え、消費者保護も非常に重要である。政府の消費者保護に関する規則への適合は、外国産製品に対しても要求される。すなわち、製品の詳細情報は、原産国からのものとは別にルーマニア語で提示されなければならない。

ISO、CENおよびDIN基準が認知されており、EU基準への調和が進められている。

表示およびパッケージングに関わる重要な規則が、「消費者保護および貿易に関する法

律」の中で規定されている。全ての製品には、製造業者もしくは輸入業者の名前、取扱説明書、管理番号、原産国、製品利用に際してのリスクが示されなければならない。

2.4 経済関連法に起因するリスク

2.4.1 EU 法への調和に関するリスク

国内法の EU 法への調和に実質的なリスクはないが、ルーマニアの司法部門による法の適用には大きなリスクがある。

欧州委員会はモニタリング・リポートの中で、ルーマニアにおける会社に関わる法制に関して、以下のように述べている：

「会社法の分野では、ルーマニアの法制は『アキ』に概ね適合しており、実施組織も存在し十分に機能している。貿易会社に関わる改正法案が採択され、有限会社に対する EU の最低資本要求への適合が保証された。ルーマニアは今後数ヵ月間に、なお認められる他の若干の矛盾を解消しなければならない。ルーマニアは、新会社法指令の国内法への読み込みを開始していないが、その期限は 2006 年内である（テークオーバービッド指令、改正情報開示指令）。商業登記所はその要員の継続性を確保し、EU 法制様式による登録の準備をしなければならない。ルーマニア企業の会計報告と非遵守企業の両方に対する改善努力が強化されなければならない。

知的財産権（IPR）の保護に関して、ルーマニア法制は概ね『アキ』に適合している。著作権および関連する権利に関しては大幅な整合努力が払われてきており、特に特定の使用者（主に有線オペレーターおよび商業用ユーザー）から徴収される利用料比率の上限を定めた規定が廃止されたが、なお改善が必要である。芸術家の再販権、知的・工業所有権の法制執行に関わる EU 指令が、加盟期日までに国内法に完全に読み込まなければならない。さらにルーマニア当局は、集団的権利保護が効果的に実施されることを保証しなければならない。著作権法の執行は、喫緊の課題として取り組むべき重要な課題である。

工業所有権の分野において、ルーマニアは世界知的所有権機構の 1996 年条約を 2 件批准し、欧州特許条約に加盟している。

IPR の執行に関わる行政組織は存在しているものの、全体の執行力はなお脆弱である。行政能力と法の執行力を強化する迅速な対策が、司法と法の執行機関も含めた行政すべてのレベルにおいて必要とされている。蔓延する偽造や海賊版に対処するため、すべての関係省庁、中央検察局、特許局、著作権局および相応の執行機関における完全な調整

と協力体制の改善が保証されなければならない。司法と法の執行機関の必要な要員の募集は継続して行われなければならない。とりわけ判事、検事、税関吏、警察官および国境検査官の訓練が強化されなければならない。ルーマニア当局は、2005年9月に採択された新 IPR 戦略および行動計画を、実践的かつ効果的に実行する必要がある。

民事および商業問題に関する他国の判決の相互認知と執行に関わるブリュッセル条約に代わる規則は、EU 加盟と同時に直接適用されることになり、ローマ条約への加盟は加盟後はじめて可能となる。EU 加盟に関する規則の健全な実行への備えは、今後も継続されなければならない。」

「ルーマニアは総じて EU 加盟のための要求事項を満たしており、会社法、会計および監査、ブリュッセル条約とローマ条約に代わる規則などの分野において『アキ』の実行が可能な状態にあると期される。しかしながら、会社法については一層の法的調整が必要であり、会計の分野についても若干の改正が必要である。

知的財産権保護の執行は、従前同様に大きな関心が持たれている分野である。法制的観点から見れば、法的調整の余地は相当に限られているものの、IPR の執行には大きな問題があり、これは優先度の高い対処事項である。海賊版製造と偽造の撲滅強化、法の執行機関と中央検察局および司法当局の協力体制の改善、国境検査能力の強化と要員の訓練強化等が、喫緊の課題である。」

2.4.2 司法部門におけるリスク

司法部門におけるリスクは、「ブルガリア」編の 2.4.1 項をご参照下さい。

3 . 社会的リスクとそれが日本の投資家に与える影響

3.1 労働組合の影響

(弱い)労働組合からの影響はなく、相応するリスクも存在しない。

南東欧諸国においては通常、労働組合は「旧共産党の道具」とみなされているため、その影響力は微弱である。近代的かつ独立した労働組合のあり方は理解されていない。これは全ての南東欧諸国について当てはまる。

3.2 国民性と現地のビジネス慣行

ルーマニアの国土の相当部分は、かつてオーストリア・ハンガリー帝国に属していた(西

ルーマニアの「ズィーベンピュルゲン」、現在の「トランシルバニア」地方および「ブコヴィナ」地方）。約 800 年前、多くのドイツ語民族が、ドイツのザクセン地方とシュバーベン地方から前述のズィーベンピュルゲン地方に移住してきた。ルーマニア国民の大半は正教を信仰している。またカトリックとプロテスタントも少数存在する。

当局および国営企業との交渉において、交渉相手には通常、少なくとも 1 人の同席者がいる。最初のコンタクトは、電話ではなく面談となるのが普通である。交渉の継続に当たっては、交渉内容や結果を書面で確認するよう注意が必要である。交渉には時間がかかり、意思決定は遅い。「NO」と明言することは通常避けられ、交渉の再開が提案されることが常である。交渉相手を西欧諸国に招待することによって、交渉に良い影響が現れてくる。人々は上下関係に厳しいが、時間にルーズな場合が多い。

・やるべきこと、やってはいけないこと

- ・ 交渉の冒頭で、ルーマニア人は信頼した態度は見せない。しかしその後、特に飲食の過程で、開けた雰囲気が出てくる。
- ・ ルーマニアの文化と自然風景を賞賛するようお勧めする（モルドヴァ修道院、ドナウデルタ、黒海沿岸）。
- ・ ルーマニア人はスラブ人種ではない。彼らは自らを古代ローマ帝国の末裔であると感じている。ルーマニア人はロシア人が嫌いであり、フランス人への親近感を持っている。
- ・ 政策と少数民族（ロマ）に関わる議論は避けるべき。ハンガリーとルーマニアとの間には、トランシルバニア地方に住むハンガリー人を主因とする数多くの問題が存在することから、ハンガリーに関わる話題は避けるべき。

4．会社の設立

4.1 会社設立の根拠法

ルーマニア官報 No.33（1998 年 1 月 29 日）で公布された法令 No.30/1990 が、ルーマニアに拠点を置く会社の設立、解散、共有、合併および清算について規定している。

主な会社形態は有限会社と株式会社であり、他には代理店もある。ルーマニアで登録されたすべての会社はルーマニア法人として活動し（外資 100% の場合でも）、それゆえに土地も購入することができる。しかしながら、農地が建設用地に転用される場合、高額な手数料を政府から請求されるという点は留意する必要がある。その場合、農業省から認定された専門家に土地の転用鑑定を依頼する必要がある。

4.2 行政手続き、関連当局、必要なコンタクト

会社設立にあたっては、弁護士のサービスを利用することが勧められる。2001 年以降、各商工会議所に「ユニーク事務所」(ルーマニア語で birou unic) が設立され、新会社の商業登記所への登記権限を持つ他、次に記す必要なすべての許認可取得に関する仕事を行う。

- ・ 防火対策
- ・ 健康対策
- ・ 衛生および検疫問題
- ・ 労働安全性

会社登記申請は定型の様式に従って行われ、以下の書類が添付書類として要求される。

- ・ 親会社の損益計算書
- ・ 親会社の最新の貸借対照表
- ・ 会社設立契約書および経営陣の地位契約書
- ・ 事務所賃貸契約書
- ・ 会社の銀行の口座ソリシテーション (議決権行使勧誘) ・サービス
- ・ 新会社の資本払い込み済み証明書
- ・ 持ち込まれた資産の証明書
- ・ 自然人の場合：履歴書および警察からの無犯罪証明書

ユニーク事務所では、会社の税務番号としても用いられる商業登記所の登録番号を含む、登記証書を発行する。現在、商業登記所への登録手数料は全ての許認可を含めて約 250 ユーロである。料金は定期的に改定される。

社長もしくは会社代表として記されている者は、商業登記所に自身の署名 (サイン) の登録が義務付けられている。

・ 有限会社 (S.R.L.)

有限会社の設立費用は、弁護士や公証人費用、商業登記所への登録料および最低資本金などすべて含めて 800 ~ 1,000 ユーロであり、設立に必要な日数は 6 ~ 8 週間である。会社設立は 1 人から最高 50 人の持ち分保有者によってなされる。しかし、1 人の自然人もしくは 1 つの法人は、ただ 1 社においてのみ単独設立者となりうる (= 複数の有限会社を単独で保有することはできない)。最低資本金は 200 レイ (約 50 ユーロ) である。

・株式会社

ルーマニアの株式会社は、ドイツおよびオーストリアにおける株式会社と類似している。株主の数は5人以上でなければならない。最低資本は2,500レイである(約650ユーロ)。

4.3 会社設立に際しての特記事項

ルーマニアにおける会社設立は、税制の面から非常に魅力的で、2005年初以来、同国は欧州における数少ない「節税天国」の1つとなっている。すなわち、フラット税システムが導入され、所得税も法人税も一律税率16%が適用される。

4.4 公的インセンティブと支援

2001年に官僚主義の抑制と新規投資の支援を主眼とした新投資法が発効した。同法は会社の設立から会社の買収、国家資産の使用認可および既存企業に対する増資までを視野に入れたものである。

30ヵ月以内に最低100万ドルの投資を行ったすべての企業には、以下の特典が与えられる。

- ・ 輸入されるプラント、機械装置に対する付加価値税は、それらが製造後1年以内のものであれば納付が30ヵ月先延ばしにされる。
- ・ 企業はプラントおよび機械装置使用開始の初年度に、それらの投資額の50%を償却することができる。
- ・ 最高5年の損失繰り越しが可能。
- ・ ただし、会社が設立後10年以内に清算された場合は、支払わなくて済んだ税は利子をつけて税務署に納付しなければならない。

こうしたインセンティブは、中小企業に対しては適用されない。すなわち、年間売上高が800万ユーロ未満、従業員数250人未満で大企業の持ち分関与がない企業は対象外となる。

ルーマニアに対する直接投資を管轄するのは外国投資庁であり、同庁は政府に直属する。外国からの投資は国家によって収容されたり、没収されたりすることはない。

ルーマニアにおける外国人投資家の利害は、外国人投資家連盟および外国人投資家評議会がルーマニア当局に対峙して代表する。

〔 2 〕 ブルガリア

1 . 政治的リスク

1.1 政府の安定性

2007 年の EU 加盟を目指して社会全体の空気はさまざまな問題を解決しようとする方向を向いているため、総じて言えば、現在のブルガリア政府は非常に安定していると評価できる。しかし、改革への取り組みには大きな遅れが生じていると指摘されており（1.3 章参照）、ブルガリア政府が 2006 年半ばまでに、欧州委員会から出されている要求を全て達成させることができるかどうか、そして、2007 年 1 月に EU 加盟を果たせるかどうかには、なお疑問符が残る。

直近の総選挙は 2005 年 6 月 25 日に実施されている。その結果は、これまで野党であった社会党（BSP）が勝利を収め、議席の過半数は取れなかったものの第 1 党となった。同年 7 月 27 日、ブルガリア国会は BSP のセルゲイ・スタニシェフ党首を、トルコ民族政党である「権利と自由のための運動」（MRF）との連立政権における新首相として選出した。が、投票結果は賛成 120、反対 119 のわずか 1 票差であった。その後、国会はスタニシェフ新首相が提出した新閣僚名簿を反対 119、賛成 117 で否決したため大混乱に陥った。政党間の水面下の長い交渉の末に同年 8 月 15 日、BSP と前与党から第 2 党に落ちた「シメオン 2 世国民運動」（S NM）は、MRF も加えた安定政権の樹立に合意した。この大連立は、議席数が上位 3 党で構成され、240 議席のうち 169 議席の絶対多数を占めたことから憲法改正も可能な情勢となっており、現政府は表面上、非常に安定していると言える。

1.2 行政および政策の透明性/不透明性

ブルガリアにおける改革は、公的サービスの分野を含めて停滞しており、停滞が法律関係も含めた行政を混乱させ、不透明さをもたらしている。公共入札を見ても、さほど深刻な問題と意識されずに不正が行われているが、このような不透明性を軽視すべきではないと考えられる。

新政府は、改革プロセスを加速させたいと宣言しているが、EU に加盟するための条件を全て満たしていることを示すために、ブルガリアに残された時間は 2006 年半ばまでしかない。この短い期間内に、公的機関に関わる全ての改革（新法の制定のみならず、特に相応する機関の実行）が行われることは疑わしいと言える。

中でも汚職はブルガリアが抱える最大の問題であり、Transparency International がまとめた 2005 年汚職度指数において同国は 55 位にランクされている（1 位 = 最も汚職が少ないのはアイスランド、ドイツは 16 位、ルーマニアは 85 位）。汚職がはびこる同国の官僚制度は巨大であり、改革は容易ではない。

欧州委員会は、ブルガリアの行政組織改革支援のために PHARE プログラムの枠組みから約 1 億 300 万ユーロを支出している。

1.3 EU 拡大がもたらす安定性/不安定性

ブルガリアの EU 加盟は 2007 年または 2008 年に予定されており、EU 加盟によりブルガリアの安定性が増加することは疑念の余地がない。

2004 年 5 月の EU の東方拡大の後、ブルガリアとルーマニアのみが 2007 年 1 月 1 日に EU 加盟国となるチャンスがあると言われている。EU 加盟に向けての協定が 2005 年 4 月末に締結され、両国は加盟までの約 2 年間に EU から強力な財政支援を受けて特に法制、組織および経済を EU の枠組みに適合させるために改革が行われる。2004 年にブルガリアは、PHARE、ISPA および SAPARD の各プログラムの枠組みにおいて総額約 4 億ユーロを受け取っているが、2005 年には 4 億 3,700 万ユーロ、2006 年には 4 億 2,800 万ユーロに増額されている。

2005 年 10 月 31 日、ソフィアにおいて EU 使節団のディミトリス・クルクラス代表から手交されたプログレス・レポートでは、マフィア組織の関与により多発する暗殺事件に対し、特に強い批判が述べられている。まさにその 24 時間後、ブルガリア最大の金融グループ「エコノム 2002」の総帥であり「バンカー・オブ・ザ・イヤー 2003」に選ばれたことのあるエミル・キュレフ氏がソフィア市中心部で殺された。国際通貨基金ブルガリア事務所のフリッケンシルド代表も同様に、金融部門における改革の緩慢さを批判している。

そうした金融部門などの改革の遅れの主たる理由は、前述した昨年 6 月の総選挙とその後の新政府成立までに要した長い政治的空白期間や、シメオン 2 世前政権が 2004 年半ばにそれまで順調に推進していた構造改革を突然停滞させてしまったことにもある。欧州委員会の評価によれば、現時点ではブルガリアよりもルーマニアの方が改革により強い取り組みを見せているとされる。

他方、ブルガリア政府のメグレナ・クネヴァ EU 担当相は、2005 年 10 月 1 日、「政府は欧州委員会の批判対象となっている分野の改革を加速させるための修正計画を検討する」と発表したほか、ブリュッセルで開かれた最近のセッションでは、「問題分野に正しく取り

組めば、ブルガリアはなお 2007 年 1 月 1 日に予定どおり EU 加盟を果たすチャンスがある」と述べている。いずれにせよ、2007 年 1 月にブルガリアが EU 加盟を果たせるか否かについては不透明さが残っているものの、1～2 年のうちに EU に加盟することは確実であり、それによってブルガリア政府の安定性が増すことは疑いないと言える。

2．経済的リスク

2.1 事業に対する公的独占の影響（民営化と自由化）

ブルガリアの経済的リスクを検討するに当たっては、欧州復興開発銀行（EBRD）が実施している分析が参考になる。EBRD の「Transition Report 2005」によれば、同国経済のリスクについて以下のように分析している。

- ・ 通貨交換性：問題なし
- ・ 国内への直接投資の管理：問題なし
- ・ 利子率の自由化：完全自由化されている
- ・ 通貨交換レート管理体制：現時点では IMF 主導の通貨委員会による
- ・ 賃金に関する規制：有り
- ・ 土地売買の可能性：外国人を除き 100%自由
- ・ 自由競争監視体制：公正取引委員会類似の監視機関がある
- ・ 破産法の質：高い
- ・ 商取引に関わる法：高度
- ・ 企業統治に関わる法の質：中程度
- ・ 電気通信分野における規制主体の独立性：完全に独立している
- ・ 電力分野における規制主体の独立性：完全に独立している
- ・ 鉄道インフラ所有者と鉄道事業者の分離：完全に分離している
- ・ 特許・権利等の譲渡に関わる法の質：高い
- ・ 責任自己資本比率：12%
- ・ 預金保険システム：有り
- ・ 証券市場に関わる法の質：中程度
- ・ 民間年金基金：有り

2.1.1 2000～2005 年の移行期間

2000～2005 年のブルガリアにおける民営化および自由化の傾向を、マクロ経済データと社会主義経済からの移行のレベルを示す「EBRD 指数」を用いた EBRD 評価に基づい

て表したのが、以下の表 1 である。

また表 2 は、2005 年のブルガリアにおける民営化および自由化に対する、EBRD による評価を表している。

表 1：ブルガリアにおける移行段階の進展（2000～2005 年）（出所：EBRD）

企業	2000	2001	2002	2003	2004	2005
民営化収入（累積額、対 GDP%）	9.7	12.6	13.4	14.6	17.7	na
民間部門 GDP 占有率（%）	70.0	70.0	70.0	75.0	75.0	75.0
民間部門雇用占有率（%）	54.9	58.9	60.8	62.1	65.9	na
国家補助+経常移転（対 GDP%）	0.9	2.4	2.4	3.0	2.5	na
工業部門雇用占有率（%）	26.2	26.1	24.0	23.5	23.4	na
工業労働生産性の変化（%）	18.7	5.1	8.2	9.6	11.5	na
投資の対 GDP 比（%）	18.3	20.4	19.7	21.7	23.5	na
小規模民営化 EBRD 指数 1)	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
大規模民営化 EBRD 指数 1)	3.7	3.7	3.7	3.7	4.0	4.0
企業改革 EBRD 指数 1)	2.3	2.3	2.3	2.7	2.7	2.7
市場および貿易						
規制価格の割合（%）	20.0	20.6	21.3	22.0	24.7	21.3
EBRD15 バスケットにおける規制価格財の数	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
非移行段階諸国との貿易比率%	76.0	72.1	76.4	77.1	78.0	na
貿易総額の対 GDP 比（%）	85.9	87.1	83.4	88.6	95.6	na
関税収入（対輸入額比%）	9.9	8.9	9.9	10.2	9.4	na
価格自由化 EBRD 指数 1)	4.0	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
外国為替・貿易自由化 EBRD 指数 1)	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
競争政策 EBRD 指数 1)	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.7

1)注

移行レベル指数は「1」から「4+」の範囲まであり、「1」は、堅固な中央計画経済ないしそこからほとんど変化がないことを表し、「4+」は、標準的な工業化市場経済を表す。

民間部門が GDP に占める割合は、公式（政府）および非公式な情報源から得られた統計を用いて算出されている。そのシェアには、登録された民間企業の公式な活動による収入と、信頼できる情報に基づく非公式な活動によるものとの両方を含む。「民間企業」という用語は、私的個人もしくは主体が持ち分の過半数を保有する全ての企業を指す。

EBRD 評価の正確さは、データ上の制限、とりわけ非公式活動の領域におけるそれによって束縛される。一部のケースにおいて、EBRD 評価は公式データと大きく異なっている。それは通常、「民間部門」あるいは「非国家部門」という用語の定義の相違に根ざしている。

表 2：2005 年のブルガリアにおける移行段階の進展（出所：EBRD）

- ・ 2005 年央における国民人口：780 万人
- ・ 2005 年央における GDP に占める民間部門の割合（EBRD 評価）：75%

（EBRD 移行段階指数）¹⁾

企業	大規模民営化	4
	小規模民営化	4 -
	企業統治・再編成	3 -
市場および貿易	価格自由化	4 +
	貿易・外国為替システム	4 +
	競争政策	3 - ↑
金融機関	銀行業務改革・利子率自由化	4 -
	証券市場・非銀行系金融機関	2 +
インフラストラクチャー	インフラストラクチャー改革	3

1)注

移行レベル指数は「1」から「4+」の範囲まであり、「1」は、堅固な中央計画経済、ないしそこからほとんど変化がないことを表し、「4+」は、標準的な工業化市場経済を表す。

民間部門が GDP に占める割合は、公式（政府）および非公式な情報源から得られた統計を用いて算出されている。そのシェアには、登録された民間企業の公式な活動による収入と、信頼できる情報に基づく非公式な活動によるものとの両方を含む。「民間企業」という用語は、私的個人もしくは主体が持ち分の過半数を保有する全ての企業を指す。

EBRD 評価の正確さは、データ上の制限、とりわけ非公式活動の領域におけるそれによって束縛される。一部のケースにおいて、EBRD 評価は公式データと大きく異なっている。それは通常、「民間部門」あるいは「非国家部門」という用語の定義の相違に根ざしている。

↑ および ↓ によって、当該部門指数の前年からの変化が表される。矢印 1 本は 1 ポイントの変化を表す（例えば 4 から 4+ へ）。上向き矢印は改善、下向きは悪化を表す。

2.1.2 ビジネス環境と競争

表 1 および表 2 から、ブルガリアのビジネス環境は、著しく改善されているということが分かる。ビジネスの係争を解決する 1 つの仕組みとして、調停に関わる法が 2004 年 12 月に採択された。また、個人的差し押さえの執行を認める法も、2005 年 5 月に国会を通過している。しかしながら、行政および民事訴訟法の改正は遅れている。多くの中規模企業は、EU 加盟に対する準備が整っておらず、今後多大な投資の必要性に直面しよう。

法人の中央登録を制度化する BULSTAT 法が、2005 年 4 月に可決された。これによって、登録税と社会保障負担の事務が統一される。ただし、会社登録の責任を司法から行政機関に移行させるために必要となる関連法案は、まだ国会に提出されていない。

Transparency International (1.2 項参照) および OECD の調査によれば、汚職は現在もなお、法の実行に対する深刻な妨害要素であると認識されている。税制は依然として複雑であり、適用が首尾一貫していない。抵当および破産に関わる法制は存在しているが、司法によるその執行も一様ではない。

2.1.3 インフラストラクチャー

2005 年 1 月、ブルガリア国内にある配電会社 7 社は、3 つの地域に分けられ、それぞれ株式の 67% が売却され民営化はさらに前進している。地域熱供給会社 5 社の民営化は最終段階に至っており、またヴァルナおよびルセ両火力発電所のロシアの RAO UES 社への売却案件も、最終段階にある。しかし、期待されたボボフ・ドル火力発電所のギリシア電力公社への売却案件は、先方からの買収提示額が低過ぎたために不調に終わった。

また 2005 年 5 月には、水力発電所 3 件が売却され、炭坑 3 件が民営化され、さらに、国営炭坑 2 件の内の 1 件の売却が準備中である。なお、石炭部門への国家補助金は 2005 年末で打ち切られる。

再生可能なエネルギー発電を奨励するための電力引取り料金が導入された。ブルガリアではすでに複数の温室効果ガス排出削減プロジェクトが進行しており、興りつつある排出権取引市場における地域のリーダーとなっている。

鉄道旅客料金の値上げによって、完全なコスト回収基準との差は縮まった。一層の市場開放および競争原理の導入のため、2005年4月に全国レベルの第2鉄道輸送事業主体への営業認可が交付され、次いで空港2件、海港1件および河川港1件に対しても民間事業主体への営業許可が交付されている。

2.1.4 金融部門

銀行部門の民営化はほぼ完了しており、銀行資産の80%以上は外資の手に渡っている。同部門における競争は激しく、提供される金融商品の幅もしだいに広がってきている。改革努力の焦点は、銀行破産システムの改善にある。

中央銀行は、民間銀行の融資レベル引下げのための政策を取っているにも関わらず、民間部門に対する融資は依然として力強い。融資の拡大は、預金の堅調な増加と銀行の外国からの借入れによって支えられている。しかしながら、そうした融資の拡大にも関わらず、銀行の資産内容はほとんど劣化していない。すなわち、不良融資残高の比率は2004年末時点の7%が2005年7月時点で8%、自己資本比率は、同様に17%から16%となったに過ぎない。

中央銀行は2005年4月、融資の伸びを抑えるためのさらなる対策導入に踏み切ったが、国内35行中トップの銀行も含めた14行に対して、新たな要求事項の適用を除外するという形で行われた。IMFは「適用除外という抜け穴を修正したならば、中央銀行は2005年における民間部門への年間融資伸び率を30%にまで抑え込むことができたはずである」と指摘している。

賃借（リース）業も同様に盛んになってきているが、その規模はまだ小さいため、この業界は保険会社や年金基金と同様に規制や監督を受けない状態のままである。このような状況が、中央銀行の融資抑制策の効果を弱めている可能性は否定できない。関係当局は、リース会社に自らの所有権および金融事業内容について2005年末までに金融監督委員会に報告することを義務付ける新たな法規定を導入することを約束している。

2.2 外国資本流入に対する制限

資本流入に関する制限はない。

1992年、政府は外国投資保護法を制定し、外国資本アクセスの簡素化と、外国資金によるブルガリア経済の支援の方向性を打ち出している。若干の改正を経た後、同法の主旨は

1997年に「外国投資法」、その後「投資促進法」の形で引き継がれた。後者は2004年8月4日に発効しており、その中で規定された公的インセンティブのレベル・内容は、投資額によって異なっている。

投資促進法で最も重要な規定は、以下の内容である：

- ・ ブルガリア人投資家と外国人投資家の平等化
- ・ 法改正で生じる不利からの保護
- ・ 二国間協定の優先

2000年1月1日に発効した非常にリベラルな「通貨法」によって、ブルガリア国内における外国通貨建ての契約締結とその実行が認められている。一般的に、税引き後利益および投資資本は、通貨に関わる規制に従った形で外国送金することができる。

欧州委員会は、ブルガリアのEU加盟準備状況に関する年次報告書（以下、モニタリング・リポート）（2005年10月25日発表）の中で、資本流入に関し以下のように述べている：

「資本の移動および払い込みの分野において、ブルガリアの法制は相当程度において「アキ・コニユノテール」（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体。以下「アキ」）に適合している。しかしながら、年金基金、保険会社および貯蓄・融資組合の資産状況に関わる詳細規則については、『アキ』と完全な適合を保証する法制が採択されなければならない（例えば、社会保険法の改正により）。ブルガリアは認められている移行措置に従って加盟後5年以内に、ブルガリア非在住のEU市民による二つ目の住居購入に関わる制限を取り払うことを約束している。同様に移行措置に沿った形で、ブルガリアは加盟後7年以内に、EU市民による農地および森林の購入に関わる制限の撤廃も約束している。」

「総じてブルガリアは、資本の移動、支払い、支払いシステムの分野に関わる加盟協議において生じてきた約束および要求事項を満たしており、加盟後にこの『アキ』を実行できる状況にあることが期されている。しかし、社会保険法、ユーロ圏への越境支払い、金融担保設定および設立されるシステム運営者に関しては、若干の法的調整がなお必要である。

銀行とその顧客との間の係争調停のための補償手続きの分野においても、僅かな調整

が求められる。しかし、マネーロンダリングの分野においては、さらなる努力が必要である。加盟準備を完了させるためにブルガリアは、マネーロンダリングとテロリスト資金支援に対処するため、ファイナンシャル・アクション・タスク・フォースによる修正勧告に適合し、この分野における法制が完全かつ効果的に執行され、発覚したマネーロンダリングが確実に訴追されることを保証しなければならない。」

2.3 非関税障壁（表示、パッケージング、認証）

多くの製品について、ブルガリアの国家基準局および業界団体の基準に適合させる必要がある。また、輸出向け製品については、慎重に対応することが必要である。

一部の製品については（例えば電気製品）、ブルガリア当局から権限が認められた外国の認証機関により、当該第3国において適合評価が可能である。他の製品（木材加工機械、ガス設備等）については、ブルガリアにおいて認証された機関によってのみ適合評価が行われる。

なお、ブルガリアの基準はEU基準およびEU規則に適合している。

表示およびパッケージングに関わる資材等について特別な規則は存在しない。パッケージングに関わる情報は、ブルガリアの輸入業者から外国人（輸出業者）に伝えられる。表示に関わる規則は、多くの場合、輸出入契約の中で定められる。

不適切な梱包に起因する製品の損傷をめぐる係争を避けるために、輸出入契約書の中で、パッケージング方法を明確に規定することが必要である。例えば、パッケージング資材としての藁（わら）の使用は、ブルガリア保健省の特別許可と原産国証明がある場合にのみ認められる。

閣僚評議会の決定により、1999年7月23日から表示に関する規定が極めて詳細となり、現在、全ての製品には以下の事項が表示されなければならない。

- ・ 生産者もしくは輸入業者の名前
- ・ 製品の種類
- ・ 原産国
- ・ 価格

特別な製品（技術的使用マニュアル等が必要な製品、爆発性の製品、化学物質を含む製品など）に対しては、さらに以下の情報が明記されなければならない。

- ・ 製品の構成成分の基本的な性質

- ・ 取扱い方法
- ・ 危険の可能性
- ・ 貯蔵および使用に際しての勧告

全ての情報は、ブルガリア語（キリル文字）で明記されなければならない。

・ 非関税障壁

EU 域内もしくは他の諸国において国際的基準に従ってすでに認証されている製品は、そのアイデンティティ（＝そこにある製品が、その認証されたものであるということの確認）およびブルガリア基準への適合性について検査される。この検査は、登録された試験所からの証明書と試験報告によって代えることも可能である。ブルガリアは、国際標準化機構（ISO）および国際電気技術委員会（IEC）に加盟しており、安全試験の CCA-および CB-証明も了承される。

電気製品、機械、工具、ガス設備、建設資材といった、特別な安全条件が適用される製品に対しては（法令「製品における技術的要求に関わる法」の第 7 章を参照）以下の事項が義務付けられる：

- ・ ブルガリア側の適合表示（Co-マーク、官報 66/2000）
- ・ 適合している旨の説明と認証
- ・ 製品のブルガリア語による取扱説明書

上記の製品に対する適合性評価は、それらが物理的にブルガリア市場に輸入される以前の段階で実施されなければならない。適合性評価の手続きは、ブルガリア閣僚評議会の規則に従い、一定の製品に対して効力を持つ。

2005 年にブルガリアは、欧州標準化委員会（CEN）および欧州電気技術標準化委員会（CENELEC）のメンバーに加入している。

適合評価の相互認知に関わる EU との協定が準備されているが、現在のところまだ効力を持たない。

ブルガリア国内で有効な基準に関わる情報は、国家計測学・技術監督庁の官報、および、刊行物「標準化、計測学、認証」において公表されている。

輸出業者にとって、ブルガリア国内規則を理解し、輸出製品がブルガリア法制に沿ったものであるかを点検することが必要である。

2 つのドイツの技術検査協会が、ブルガリアに支部を置いている；

- ・ ラインラント技術検査協会ブルガリア有限会社（ソフィア市）
- ・ ノルト技術検査教会ブルガリア有限会社（プロブディフ市）

2.4 経済関連法に起因するリスク

2.4.1 EU 法への調和に関するリスク

EU 法への調和については小さなリスクもあるが、大きなリスクはブルガリアの司法部門による法の運用にある。しかし、ブルガリアの EU 加盟は 2007 年または 2008 年に予定されており、EU 加盟により法の運用の安定性は増大しよう。

欧州委員会は 2005 年 10 月 25 日、ブルガリアとルーマニアの EU 加盟準備に関わるモニタリング・レポートを採択した。

ブルガリアにおける会社法制に関して、欧州委員会は以下のように意見を述べている：

「会社法の分野において、ブルガリアの法制は『アキ』によく適合しており、特に 2005 年 8 月の商法改正が大きく寄与している。現在の作業は、特定タイプの会社の企業内容開示に関わる指令を、国内法に読み込むことに注力されている（法改正の期限は 2006 年 8 月 31 日）。これはとりわけ、既存の商業登録システムの改善を促すことになる。しかし現時点で、それはまだ机上の計画に留まっており、こうした遅れはここでも不確実性への懸念を呼び、結局、新制度がもたらす利便性の導入を妨げている。2004 年 11 月、政府は全ての法人の新しい一元化電子登録に関わる構想を採択し、2005 年 4 月、中央電子登録と国家登録機関に関わる戦略を打ち出した。この戦略では、既存法制の改正と、全ての法人の 2007 年までの一元化電子登録設立が提案されている。」

「知的財産権（IPR）の保護に関して、ブルガリア法制は概ね『アキ』に適合している。しかし、芸術家の再販権、知的・工業所有権に関わる法制の執行およびバイオテクノロジーの発明の法的保護に関わる EU 指令が、加盟期日までに国内法に読み込まれなければならない。そのため、著作権および関連する権利に関わる法を改正しなければならず、この改正には衛星放送、ケーブル放送、賃貸借権、データベースの法的保護、情報化社会における著作権といった、著作権に関わる何らかの規定をブルガリア法制に取り込んでいくという意向が根底にある。産業デザインに関しても、なお若干の法改正が求められる。また、並行輸入に関わる法が明確にされなければならず、加盟期日までに域内消尽の原則が取り入れられなければならない。ブルガリアは世界知的所有権機関（WIPO）

の2つの1996年協定(WCT(WIPO著作権条約)およびWPPT(WIPO実演・レコード条約))を批准しており、また欧州特許条約にも加盟している。

IPRの保護に関しては、省庁間協力と2005年6月に調印されたIPR保護のための措置拡充に関わる合意覚書の効果的実行において、なお格別な努力が必要である。執行機関の強化のために一定の努力が払われてはいるが、ブルガリア当局はさらにIPR保護を強固なものにしなければならない。特に、効果的な事前制限システム、国境検査の強化、執行機関に対する特別訓練(税関職員、検事、判事および警察が対象)および国民に対する啓蒙活動等が必要である。同様にブルガリア当局は、産業界とのより良い協力関係構築が必要である。2005年9月に採択された、著作権ないしその他の権利で保護下にある光ディスク、原盤ないしその他のメディアの生産および売買の行政規則に関わる法の効果的執行によって、横行している音楽およびソフトウェアの海賊行為に歯止めを加える必要がある。さらに、路上販売を抑えこむ必要がある。また、偽造(特に繊維製品と奢侈品)が一向になくならないことも、深刻な問題である。司法の執行力はさらに強化する必要があり、当局は、緊急および予防的措置が効果的に採択、実行されることを保証しなければならない。

民事および商業問題における他国の司法判断の相互認知ならびに執行に関わるブリュッセル条約を体現した規則は、EU加盟に伴って直接適用されるようになる。その規定の一部は、すでに国際司法に関わる法の中に取り込まれている。EU加盟と共にローマ条約に加盟することは可能であるが、その内容はすでに債務および契約に関わる法の中に取り込まれている。」

「総じてブルガリアは、会社法および会計の分野に関わる加盟協議において生じてきた約束および要求事項を満たしているが、なお若干の調整が必要である。EU加盟に際してブルガリアは、この『アキ』およびブリュッセル条約を読み込んだ規則およびローマ条約の規定を実行できる状況にあることが期されている。

非常に関心の高い分野である知的および工業所有権保護制度の確立および執行の改善が急務である。とりわけ、国境管理を大幅に強化し、税関、警察、司法および省庁間協力体制を改善する必要がある。」

2.4.2 司法部門におけるリスク

司法部門におけるリスクは、ブルガリアに限らずその他の中・東欧諸国の多くの国においても、投資家は自らの契約上の権利を弁護する際に裁判所を十分に信頼することができない。この問題は、以下の範疇の国々において存在する。

- ・ すでに EU に加盟し、調和した法制を有する国（スロバキア）
- ・ EU 加盟を間近に控え（2007 年あるいは 2008 年）自国法制の大半が EU 法制に適合している国（ブルガリアとルーマニア）
- ・ EU 法制への適合プロセスが開始された国（クロアチア）
- ・ EU 加盟にはまだ程遠い国（セルビア・モンテネグロ）

バルカン地域（南東欧州）に対する最大の投資主体である EBRD ですら、商業上の係争解決に地元の裁判所を頼った場合にしばしば障害に直面している。この地域においては、裁判所システムの強化を通じて法が完全な効力を持つようにすることが強く求められている。

裁判所における業務遂行能力の改善は、欧州委員会、世界銀行、EBRD などの資金援助を通じた技術支援および訓練によって支えられている。

EBRD は特別な法的訓練プログラムを開発しており、投資に直接関わる資本市場、各種免許、企業統治、破産、商取引の安全、情報通信などの法務分野に焦点を当てている。EBRD は、これらの分野における最も優れた訴訟手続きの標準モデルを開発し、その進展に関与している。

一般的に、ハンガリーなど新規 EU 加盟国は、その東方の隣国（ブルガリア、ルーマニア、クロアチア、セルビア・モンテネグロ）よりも速く、西欧の司法水準に近づいている。

・問題の現状

この地域における現状を点検すると、内在する問題が浮かび上がってくる。司法システムは数多くの克服すべき問題に直面しており、その中には、全ての発展途上国および移行段階諸国の司法システムに共通なものもあれば、社会主義体制から市場経済社会への移行に関連する問題もある。また、直面している問題の大きさは地域によって必ずしも同じではない。

・専門的技能の欠如

各国の判事は、重要な法知識の不足が問題として認識されており、特に、初期の移行段

階諸国においてこの傾向が顕著である。多くの判事は、市場経済のコンセプトとそれに関連する法および規則が導入される以前の、旧体制下で訓練を受けている。彼らの一部にとっては、近年に制定された、あるいは急速に変化する法制度の理解と行使が大きな課題である。若手の判事に対する訓練の質は、彼らが学んだ法律学校と過去の法務経験に大きく依存する。こうした若手の判事ですら、国際的ビジネス法務とその底に流れる原則を完全に理解することは難しいかもしれない。

・不足する資金

各国政府が直面する全般的な予算の制限も、司法制度に影響を与えている。一部の地域においては、裁判所の建物が非常に老朽化している。加えて、装備（例えばコンピュータ）を購入する十分な資金もない。また判事の給料も最低レベルである。その結果、司法システムは資格を持った法律家を雇用できず、優秀な人材をつなぎ留めることもできない。

・行政の干渉

ある訴訟に対する判決について、判事が政府官僚から指示を受け、司法の独立に影響を受けることがある。そうした慣習は、旧体制時と比較した場合、今日ではもはやなくなったようにみえるが、それでもなお、特に遠隔地においては起きうることである。格言にあるように、「古い慣習はなかなかなくなるらない」。

・職業倫理の問題

司法制度が置かれている極貧状態は、一部の判事を職業倫理に反する行為に手を染めさせ易くしている。EBRD が活動対象としている多くの国において汚職の蔓延が報告されており、それは司法部門において典型的である。NGO の Transparency International が行った最近の「汚職度指数調査 2005」では、南東欧州諸国において、OECD 平均を上回るレベルの汚職が確認されている。一部の国は、世界全体でみても最悪のレベルにランクされている。

・判事の社会的地位の低さ

EBRD の活動対象諸国全体を通して、判事は一般的に欧米ほどの高い社会的評価を受けていない。一部の国では、彼らは単なる事務的な機能を果たす公僕であるとみなされている。それゆえに、司法界における立身出世は、若く希望に満ちた法律専門家に対して必ずしも訴求力を持つものではない。

・国際的標準

効果的かつ独立した司法はどうあるべきかを規定した多数の国際的標準が存在している。最も实际的なものとしては、国連版「司法の独立に関わる基本原則」(1985年)、国連版「司法の独立に関わる基本原則の効果的実行のための手続き」(1989年)、「判事の独立性、能率および役割に関わる欧州評議会勧告」No.R(94)12(1989年)、「判事の規則に関わる欧州評議会欧州憲章」(1998年)等がある。これらの標準は、判事が正当な手続きの基本的ルールに則って行動することができるよう、いかにして司法制度が構築されるべきかについて詳細に記述している。また、国際的経験に基づき、新人補充、訓練、職歴形成、司法の責任と矯正的手続きなどに対する実践的な解決策を提案している。

司法界の態度に関して、国連によって承認された「司法行為のバンガロール原則」(2002年)に注目する必要がある。この原則は、判事に対して司法行為におけるルールを提案し、そのルールが実践面でどのように適用されるべきかを既述している。この原則は「世界中の司法関係者の評価基準となる司法行為の国際規約」という表現で評価されている。

・判事の訓練

司法の効果的な改善にとって最も重要な要素となるものの1つに、各国政府による現役判事および候補生の訓練能力がある。この訓練は、彼らの倫理意識と専門知識のレベル向上に資するものである。この南東欧州地域においては、判事の訓練を担当する司法訓練センターを創設する傾向がみられる。司法訓練センターの設置は、大半のケースにおいて法務省の権限の下に設置されるが、時として、司法訓練センターの報告は法務委員会もしくはその他上位の法務機関に対して行われる場合がある。多くの司法訓練センターは、現役判事に対する専門教育を継続的に行う責任を持つが、判事候補生の訓練も行っているところはごく僅かである。ほとんどの国においては、判事候補生は任用される以前の段階で司法試験に合格しなければならないが、一部の国では、弁護士もしくは法学教授の経験が一定の年数あれば十分とされる。また、判事候補生の訓練には、判事となるための必須学習プログラムを実施する司法アカデミーの創設が必要となる。たとえばルーマニアでは、フランスの国立司法学校を模範とした国立政務官研究所が設立されている。

司法アカデミーの典型的モデルは、判事候補生に対する2年間のプログラムから成り、1年目は理論、2年目は実践の修習という構成である。こうした新しい研修制度は、判事の専門的レベル向上を図る戦略として望ましい改善点の1つである。しかしながら、このような研修制度は、通常、国際的支援の下に設立されるが、支援期間が終了すると自前の

予算で運用しなければならなくなることから、運用予算の確保が潜在的問題となっている。

3．社会的リスク

3.1 労働組合の影響

労働組合の勢力は弱く、外国人投資家に対するリスクとはならない。

南東欧諸国においては通常、労働組合は「旧共産党の道具」とみなされているため、その影響力は微弱である。近代的かつ独立した労働組合のあり方は理解されていない。これは全ての南東欧諸国について当てはまる。

3.2 国民性と現地のビジネス慣行

500 年間にわたりブルガリアはトルコに支配され、1878 年にロシア皇帝が同国を解放したが、長年の異民族支配にもかかわらず、ブルガリアはなお独自の性格を持っている。

ブルガリア国民の日常生活は貧富の差が広がっており、貧困は一貫して増加している。ブルガリア人の大多数は正教信者（ギリシャ正教に属する東方教会の一派）であり、その他にムスリム、カトリック信者がいる。

ビジネスの世界においても、女性の自立や進出は確立されている。

交渉には通常、多くの時間を必要とする。また、最初から話題の核心が論じられることは稀である。過去の共産主義制度の名残りで「疑問を広め、煙に巻く」やり方が見られ、本当に知りたい情報にアクセスすることは難しいこともある。

・やるべきこと、やってはいけないこと

少数民族問題（トルコ人、ロマ人など）については、話題にすることを避けるべきである。

スリや置き引きの危険が非常に高いため、公共交通機関の利用には十分な注意が必要である。タクシー料金は非常に安く、料金メーターが設置されているが、自由競争であるため基本料金（初乗り）や走行距離料金の単位がタクシーによって異なるので、乗車前に確認する必要がある。現在、一番安全と言われるタクシーは「OK Taxi」である。

汚職が蔓延しているため、交渉相手も汚職に手を染めている可能性があるため、汚職に言及することは避けるべきである。

4．会社の設立

4.1 会社設立に要求されること

ブルガリアにおける会社設立に関する法的基礎は、「外国投資法」および「ブルガリア国内の外国人に関する法律」である。

一般原則としては、例えば外国人による資産購入といった特別な法的制限を除き、外国企業はブルガリア企業と同様に活動することができる。一部の国（ドイツ、オーストリアなど）が、自国人にとってより有利な条件を含む二国間協定をブルガリアと結んでいる。

外国企業がブルガリア企業の株式を取得することに制限はない。しかし、外国資本の入った企業および外国企業の子会社は、投資内容に関する一般情報をブルガリア統計局に提出しなければならない。

ブルガリアで設立される会社の形態は次の通りである。

- ・ 有限会社（ブルガリア語の頭文字で OOD、以下同）
- ・ 単独有限会社（EOOD）
- ・ 株式会社（AD）

また、代理店設立も可能であり、この場合はブルガリア商工会議所に登録するだけでよい。代理店の設立は、「外国投資法」によって規定される。

有限会社および株式会社の設立は、商法によって規定される。会社名はブルガリア語で表記されなければならないが、英文標記の名前を付け加えることは可能である。

4.2 行政手続き、関連当局、必要なコンタクト

・有限会社の設立

ブルガリアの有限会社は、ドイツあるいはオーストリアのそれと非常に近い。単独もしくは複数の自然人もしくは法人の出資者によって設立される。出資者の債務額は、名目資本額を上限とする。会社組織設立証書が出資者によって調印されなければならない。何者かが出資者の代理として活動する場合は、公証人によって作成された全権委任状が必要となる。

設立の最低資本金は 5,000 レバ（1 ユーロ = 1.96 レバ）である。

登録に必要な条件は以下のとおり。

- ・ 組織設立契約
- ・ 経営陣の任命

- ・ 各々の出資者が、その割当出資額の最低 3 分の 1 を払込済みであることの証明
- ・ 出資者の払込済み総額が登録資本金の最低 70% に達していること

弁護士もしくは税理士の費用を除いた、設立に要する費用は概ね以下のとおり。

- ・ 会社名の排他的使用権に関する手数料金：100 レバ
- ・ 登記料：120 レバ
- ・ 官報への掲載料：25 レバ

全ての必要な書類が揃った後、登録には最低 3 週間（＝15 日の勤務日）を要する。

・ 株式会社の設立

株式会社は設立手続きにおいて、最低 2 人 / 社の自然人もしくは法人の設立者を必要とする。単独出資の株式会社設立も可能である。

株式会社の最低資本金は 5 万レバ。設立に際しては、資本金の最低 25% が利用可能な状態になければならない。

株式会社の登録に必要となる条件は以下のとおり。

- ・ 会社組織の定款
- ・ 資本金の最低 25%（ないしそれ以上）が 1 つの口座に払込済みであることの証明
- ・ 会長（1 段階システム）あるいは取締役会と監査役会（2 段階システム）の選任に関わる議事録

弁護士もしくは税理士の費用を除いた、設立に要する費用は概ね以下のとおり。

- ・ 登記料：400 レバ
- ・ 銀行もしくは保険部門で活動することになる会社の登録料金：1,500 レバ
- ・ 官報への掲載料：25 レバ

全ての必要な書類が揃った後、登録には最低 3 週間（＝15 日の勤務日）を要する。

4.3 会社設立に際しての特記事項

会社の設立に際して、外国語で書かれた全ての証明書はブルガリア外務省の領事部によって認定されなければならない。会社設立に必要な書類の翻訳には、認定された翻訳者が必要となる。

外国語の文書の合法化には、以下の事項が必要となる。

- ・ 当該外国における公証人による認定。
- ・ いわゆる「傍注」における書類の真正性の確認。
- ・ 認定された翻訳者による、書類のブルガリア語への翻訳。

- ・ ブルガリア外務省領事部への、ブルガリア語翻訳および付属書類の提出。

新会社は、ブルガリア統計局（BULSTAT）で識別番号を取得しなければならない。また、会社の所在地を管轄する地区税務署にも登録しなければならない。

「付加価値税法」の規定によれば、全ての会社が付加価値税還付のための登録をする必要はない。過去 12 ヶ月における会社の売り上げが 5 万レバもしくは 2 万 5,600 ユーロ以上の会社は、登録しなければならない。

4.4 公的インセンティブと公的支援

投資奨励法は、企業の国籍に関わらずブルガリアで登記された全ての企業に対し次のようなインセンティブを付与している。

- ・ 法人税減免によるインセンティブ：

失業率が全国平均よりも最低 50% 上回る地域への投資は、以下の 2 つの条件を満たした場合に法人税が 5 年間免除される：

- 年間平均従業員数の最低 80% が、当該地域に居住していること。
- 当該企業は税務署ないし社会保険事務所に対して債務がないこと。

法人税免除が適用される地域のリストは毎年更新されるが、適用地域が 5 年の間にリストから除外されたとしても、免税措置は残りの期間は無効である。

- ・ 付加価値税減免によるインセンティブ：

投資に必要なものとしてブルガリアに輸入される機械および装置に対しては、付加価値税（20%）が免除される。

- ・ 自由貿易区域（FreeTradeZone、以下 FTZ）における特別条件によるインセンティブ：

FTZ に関わる規則 No.2242/1987 に基づき、以下の 6 つの FTZ が設立された。FTZ における製品の取り引きは非課税、非関税扱いとなる。外国製品は、貯蔵、加工等の目的で FTZ に搬入可能である。

- プロブディフ
- ブルガス
- ヴィディン
- ルッセ
- ドラゴマン（セルビア国境近く）
- スヴィレングラード（トルコ国境近く）

- ・ 雇用促進に対するインセンティブ：

雇用の促進に関わる法令は、一定期間にわたり社会的に不利な条件に置かれた人々（若年失業者、身障者、少数民族、特にロマ人）を雇用する雇用者に対するインセンティブ付与の詳細を規定している。雇用者には、以下の経費支出の還付を求める権利が与えられる。支援の対象期間は1年を限度とする。

- 給与
- 障害者を雇用している企業における借入金に対する利子
- 休暇給付
- 社会保障および健康保険の雇用主負担分
- 職業ないし教育訓練（29才以下の失業者で職業資格の取得のための訓練。6ヵ月を限度に助成）

〔 3 〕 クロアチア

1．政治的リスクとそれが日本の投資家に与える影響

1.1 政府の安定性

投資対象国として検討した場合、クロアチア政府が主張できる強みは以下の点である。

- ・ 2001年10月に締結されたEUとの安定化・連合協定（SAA）
- ・ EU加盟交渉が2005年10月に開始された。

この他に、EU、EFTA、セルビア・モンテネグロおよびボスニア・ヘルツェゴビナとの自由貿易協定が存在する。

1999年にテレビ放送で「民族問題は民主主義よりも重要である」と宣言し、ツジマン大統領は独裁主義、問答無用の民族主義、戦争に傷ついた経済の破滅的な運営により、クロアチア国民の反目をあおり続けた。1999年12月、ツジマン大統領が死亡。その後2000年に入って下院および大統領選挙で、同大統領の所属政党であったクロアチア民主同盟（HDS）は、イヴィツァ・ラーチャンが率いる改革派の中道左派連合に敗北する。しかし2003年11月の議会選挙では、民族主義政党HDSが再び政権を奪回する。新首相のイヴォ・サナデルは「HDSの民族主義はもはや低下し、ツジマン政権下よりもはるかに穏健な体質になっている」と主張している。2003年、クロアチアは正式にEU加盟申請を提出した。メシッチ大統領は2005年1月に再選された。

1.2 行政および政策の透明性/不透明性

行政手続および決定における欠陥が存在している。同時に、行政に対する強力な政治的影響もみられる。

許認可取得のための行政手続に要する時間は非常に長く不透明である。

特に公共入札において汚職という大きな問題が存在している。N.G.O.の Transparency International が発表した 2005 年の汚職度ランキングでは 159 カ国中 70 位（1 位はフィンランド）であった。

土地の所有権はしばしば不明確であり、特に 2,000 平方メートルを超える土地の所有権が不明確である。

行政の不透明さは、緩慢な司法改革プロセスと頻繁な法改正によって助長されている。

ドイツ・クロアチア商工会議所（会員数は約 240 社）が 2005 年に行った、クロアチアにおける投資および貿易の障壁に関わる聴き取り調査の結果は表 1 のとおりである。

表 1：クロアチアにおける投資および貿易の障壁（出所：ドイツ・クロアチア商工会議所）

投資および貿易の障壁の種類	回答者の比率（％）
法による保護の欠如と法執行における問題	67
許認可手続きの長さ	43
汚職	38
資金調達	25
税制度	24
関税および輸入規則	16
労働法	13
その他	13
特に大きな問題なし	9

欧州復興開発銀行（EBRD）は、近年、土地登記に関わる改革に進展がみられると評価している。すなわち手続きが簡素化され、判事は認可制の土地登記官に取って代わられた。土地登記の残務ケースは、2004 年半ばに約 36 万件あったものが、2005 年 4 月末までに約 27 万件に減っている。しかしながら、処理しきれない残務と改善されない行政能力が、

なお不動産市場の発展を妨げている。国際通貨基金（IMF）との間で合意された財政強化プログラムによって、政府の財政規律が改善された。また、同プログラムが、今後の経済発展に対する主要なリスクとなっている国際収支赤字と対外債務の減少につながる事が期待されている。

1.3 EU 拡大がもたらす安定性/不安定性

来るべきクロアチアの EU 加盟は、同国の安定性を増しリスクを減少させる。

2004 年にクロアチアは、EU の CARDS プログラム（南東欧州の再建・開発・安定化のための EU の主要なスキーム）から、7,600 万ユーロの財政支援を受けた。2005 年、2006 年も同プログラムから各々 500 万ユーロが同国に財政支援され、さらに PHARE（法整備、行財政制度整備等の支援）、ISPA（結束基金に関連した位置づけで行う運輸および環境分野のインフラ整備プロジェクトに対する支援）および SAPARD（農業分野、地域振興における支援）の各プログラムから共同支援がなされる。個々のプロジェクトでは、通常 EU はコストの 75%を負担し、受益者負担分は 25%となる。

2005 年 1 月以降、PHARE および ISPA プログラムの枠組みにおける専門的技術支援として、クロアチアは 1 億 500 万ユーロを受け取った。2006 年にはこれらに加えて、SAPARD プログラムによる農業部門支援が加わる。

クロアチアの EU 加盟プロセスにおける一つの基礎となるのが、EU とクロアチアとの間で結ばれた安定化・連合協定（SAA）であり、これは 2005 年 2 月 1 日に発効している。

PHARE プログラムは、クロアチアの加盟準備段階における最も重要なプログラムである。同プログラムは、以下の部門を支援している。

- ・ 組織・機関の形成と強化
- ・ 民主化の推進
- ・ 法制度
- ・ 少数民族の保護
- ・ 移住
- ・ 国境通過
- ・ 土地改革（地籍図）
- ・ 公的支出を含めた IT システム

- ・ 税制度
- ・ 税関手続き
- ・ 農業 ・ 漁業 ・ 運輸 ・ 統計 ・ 教育 ・ 環境

2. 経済的リスク

2.1 事業に対する公的独占の影響（民営化と自由化）

EBRD の「Transition Report 2005」は、この分野を以下のように分析している。

- ・ 通貨交換性：100%OK
- ・ 国内への直接投資の管理：なし
- ・ 利子率自由化：100%自由化
- ・ 通貨交換レート管理体制：管理フロート制
- ・ 賃金規則：なし
- ・ 土地売買の可能性：外国人を除き 100%自由（外国人に対する土地売買の自由は互惠主義に基づく。また、外国人は特定のタイプの土地を買うことができない）
- ・ 電気通信分野における規制主体の独立性：部分的に保証
- ・ 電力分野における規制主体の独立性：部分的に保証
- ・ 鉄道インフラ所有者と運用者の分離：部分的に分離
- ・ 特許・利権等の譲渡に関する法の質：中程度
- ・ 責任自己資本比率：10%
- ・ 預金保険システム：有り
- ・ 証券市場に関わる法の質：高い
- ・ 民間年金基金：有り

2.1.1 2000～2005 年の移行期間

2000～2005 年のクロアチアにおける民営化および自由化の傾向を、マクロ経済データと「EBRD 指数」を用いた EBRD 評価に基づいて表したのが、以下の表 2 である。

また表 3 は、2005 年のクロアチアにおける民営化ないし自由化に対する、EBRD による評価を表している。

表 2：クロアチアにおける移行段階の進展（2000～2005 年）（出所：EBRD）

企業	2000	2001	2002	2003	2004	2005
----	------	------	------	------	------	------

民営化収入（累積額、対 GDP%）	10.2	13.5	15.3	17.5	18.7	na
民間部門 GDP 占有率（%）	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
民間部門雇用占有率（%）	56.0	58.0	58.0	60.0	na	na
国家補助+経常移転（対 GDP%）	11.4	16.7	19.0	19.7	na	na
工業部門雇用占有率（%）	27.7	27.7	27.1	27.3	na	na
工業労働生産性の変化（%）	4.3	7.7	7.7	4.5	na	na
投資の対 GDP 比（%）	20.2	21.5	26.6	30.4	na	na
小規模民営化 EBRD 指数 1)	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
大規模民営化 EBRD 指数 1)	3.0	3.0	3.0	3.3	3.3	3.3
企業改革 EBRD 指数 1)	2.7	2.7	2.7	2.7	3.0	3.0
市場および貿易						
規制価格の割合（%）	5.6	na	na	na	na	na
EBRD15 バスケットにおける規制価格財の数	2.0	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0
非移行段階諸国との貿易比率%	68.9	73.0	72.6	74.2	78.0	na
貿易総額の対 GDP 比（%）	67.0	68.6	68.7	71.3	72.2	na
関税収入（対輸入額比%）	6.1	4.4	2.4	1.9	na	na
価格自由化 EBRD 指数 1)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
外国為替・貿易自由化 EBRD 指数 1)	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
競争政策 EBRD 指数 1)	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3

1)注

移行レベル指数は「1」から「4+」の範囲であり、「1」は堅固な中央計画経済、ないしそこからほとんど変化がないことを表し、「4+」は標準的な工業化市場経済を表す。

民間部門が GDP に占める割合は、公式（政府）および非公式な情報源から得られた統計を用いて算出されている。そのシェアには、登録された民間企業の公式な活動による収入と、信頼できる情報に基づく非公式な活動によるものとの両方を含む。「民間企業」という用語は、私的個人もしくは主体が持ち分の過半数を保有する全ての企業を指す。

EBRD 評価の正確さは、データ上の制限、とりわけ非公式活動の領域におけるそれによって束縛される。一部のケースにおいて、EBRD 評価は公式データと大きく異なっている。それは通常、「民間部門」あるいは「非国家部門」という用語の定義の相違に根ざしている。

表 3：2005 年のクロアチアにおける移行段階の進展（出所：EBRD）

- ・ 2005 年央における国民人口：440 万人
- ・ 2005 年央における GDP に占める民間部門の割合（EBRD 評価）：60%

（EBRD 移行段階指数）¹⁾

企業	大規模民営化	3+
	小規模民営化	4+
	企業統治・再編成	3
市場および貿易	価格自由化	4
	貿易・外国為替システム	4+
	競争政策	2+
金融機関	銀行業務改革・利子率自由化	4
	証券市場・非銀行系金融機関	3 -
インフラストラクチャー	インフラストラクチャー改革	3

1)注

移行レベル指数は「1」から「4+」の範囲まであり、「1」は、堅固な中央計画経済、ないしそこからほとんど変化がないことを表し、「4+」は、標準的な工業化市場経済を表す。

民間部門が GDP に占める割合は、公式（政府）および非公式な情報源から得られた統計を用いて算出されている。そのシェアには、登録された民間企業の公式な活動による収入と、信頼できる情報に基づく非公式な活動によるものとの両方を含む。「民間企業」という用語は、私的個人もしくは主体が持ち分の過半数を保有する全ての企業を指す。

EBRD 評価の正確さは、データ上の制限、とりわけ非公式活動の領域におけるそれによって束縛される。一部のケースにおいて、EBRD 評価は公式データと大きく異なっている。それは通常、「民間部門」あるいは「非国家部門」という用語の定義の相違に根ざしている。

↑ および ↓ によって、当該部門指数の前年からの変化が表される。矢印 1 本は 1 ポイントの変化を表す（例えば 4 から 4+ へ）。上向き矢印は改善、下向きは悪化を表す。

2.1.2 自由化と民営化

2005 年の初めには、農業および食品加工部門における若干の企業の売却および重要な観光リゾートであるスンカリ・フヴァル (Suncari Huvar) の官民パートナーシップによる民営化の成功といった動きが見られ、再び民営化促進に弾みがついてきた。その結果、クロアチア民営化基金の管轄下にある国有資産の価値は、2005 年上半期に 13% 減少した。しかしながら、2005 年 6 月までに全ての小規模民営化を完了するという当初の目標は達成されなかった。この遅れの原因の 1 つに、クロアチア民営化基金を相手取った訴訟がある。一方、国営保険会社のような民営化基金の資産に含まれない数多くの戦略的企業の民営化は、未だにその展望が不明瞭である。

政府は 2005 年 8 月、観光会社リブルニア・リヴィエラ・ホテルの株式 85% を 2 つの旧民営化投資基金に譲渡するという、民営化基金の決定を却下した。と同時に政府は、本件に積極的に関与した民営化基金の長官を更迭した。この株式譲渡には、1990 年代末のクーポンによる民営化の過程で蓄積された多額の国家債務を整理する狙いがあった。

2.1.3 ビジネス環境と競争

2005 年 5 月、クロアチアで初めて、会社登記のための「ワン・ストップ・ショップ」事務所がザグレブに設置され、次いで同様の事務所がスプリット、オシエクおよびリエカの各市にも設置された。行政手続きの負担をさらに軽減するため、その他の対策も予定されている。会社登記に要する平均日数は、2004 年の 50 日超から 2005 年には 16 日 (営業日) にまで短縮されている。

手工業および小売業の会社登記期間は、すでに 3 日間にまで短縮されている。しかしなお、ビジネス界においては司法・官僚システムの非効率性に関わる不満が充満している。

土地の登記に関わる改革においても、手続きが簡素化され、これまで担当していた判事は認可制の土地登記官に取って代わられた。土地登記の残務ケースは、2004 年半ばに約 36 万件あったものが、2005 年 4 月末には約 27 万件にまで減ってきている。しかしながら、処理しきれない土地登記の残務案件と改善されない行政能力が、依然として不動産市場の発展を妨げている。

2.1.4 インフラストラクチャー

国営石油会社 INA の民営化第 2 段階 (15% の株式の追加売却) に対する、国際的コンサルタントが選抜された。垂直的に統合された国営電力会社 HEP の再編成は遅れているが、構造転換計画が 2005 年 4 月に採択され、改革・再編に着手する外国コンサルタント企業

との契約は終了している。先頃、HEP は 12%の電力料金値上げを申請し、エネルギー規制機関による承認を得たにもかかわらず、政府は直接これに干渉して値上げ率を半分の 6%にカットした。

2004 年 9 月に新設された電話通信規制機関が、12 の免許を認可することによってクロアチア・テレコム の固定回線独占の解体に乗り出した。しかし、これまでのところ当のクロアチア・テレコムと他の 2 つの国内企業のみが、サービスを提供しているにとどまっている。

国内 3 番目の GSM 免許がスウェーデンの通信業者 Tele2 に交付されたことで、携帯電話市場の競争が激しくなっている。規制機関は 2005 年 4 月に第 4 番目の GSM 免許交付の入札を打ち出したが、シリア国籍企業が幹事となったコンソーシアムの単独応募は却下されている。

2.1.5 金融部門

銀行システムは強化され、その信頼度は向上している。これは一義的に、国内銀行資産の 90%以上を保有する外国の銀行によって実行された急速な資本強化とシステム再編成を反映したものである。金融部門内の集中度は依然強く、上位 10 行で総資産の約 43%を占めている。銀行の対外債務の増加を考慮すると、為替レートの不利な展開に対して同部門はより脆弱になっているといえる。

貸し出し部門は、融資に対する強い国内需要を背景にして拡大を続けている。しかし、2004 年末までに、金融資産全体に占める銀行資産の割合は 82%にまで低下している。最大の勝ち組はリース会社で、その資産シェアは総金融資産の 6%にまで伸びてきた。年金ファンド、オープン・エンド型投資ファンド、家計貯蓄組合といった二番手の市場プレーヤーも、伸び率では平均を上回っているものの、それらの合計資産の全体に占める比率は 3%未満に過ぎない。

2.2 外国資本流入に対する制限

「外国為替法」(官報 96/2003 で公布)は、2003 年 6 月 18 日に発効した。EU との安定化・連合協定の締結後 5 年を経て、外国為替に関する諸々の制限は撤廃された。

国内外の自然人および法人間の貿易業務における支払いには、何ら制限はない。同様に直接投資に関わる制限もなく、利益や企業清算による収入も、クロアチア国内で正しく納税され法的義務が果たされている限り自由に外国送金できる。

2.3 非関税障壁（表示、パッケージング、認証）

既存の基準の大半は、EU 基準に適合している。

独立達成後、クロアチアは旧ユーゴスラビアからの基準を引き継いだ。1996 年に国内基準の大半を EU 基準（EN 基準）に適合させた。多くの国際基準（ISO など）が、クロアチアでは有効である。特定の製品に対して国内で適用される基準に関わる情報は、クロアチア標準化・測定研究所が提供している。

2.4 経済関連法に起因するリスク

現在進められている司法部門の改革スピードの緩慢さ、頻繁な法改正といった点から、法制度による保護には欠点があると言える。クロアチアの EU 加盟交渉が加速されつつある現在、法制度の EU 適合化のために EU による様々な専門的支援が実施されている。大きなリスクは司法部門に存在する。

2.4.1 EU 法への調和に関するリスク

2005 年 11 月 9 日、欧州委員会は、クロアチアの EU 加盟準備状況に関する年次報告書を発表した（以下、モニタリング・レポート）。

クロアチアにおける会社法に関して、欧州委員会は以下のように意見を述べている：

「『アキ・コミュニテール』（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体。以下、「アキ」）による会社法には、会社の設立、登録、合併および分割に関する規則が含まれている。会計報告の分野において、『アキ』は中小企業に対する簡素化ルールも含めた年間連結会計報告に関わる規則を規定している。何らかの公共利益に関わる企業に対しては、国際会計基準の適用が義務付けられる。加えて『アキ』は、法定監査の承認、専門的完全性および独立性に対する規則を定めている。

会社法の法的適合レベルはすでに比較的進んだレベルにあるものの、その後、進展はほとんどみられないが、裁判所による会社登記法の改正法が 2005 年 4 月に採択された。これは登記手続の迅速化を意図したものであり、登記システムのオンライン化および電子メールによる裁判所登記システムへの申請を可能にするものである。

行政当局は会社登記手続の便宜を図るために、インターネットを基本とするワン・ストップ・ショップの設立計画を打ち出した。しかしながら、このワン・ストップ・ショップには会社登記に関する法定要求事項の変更が含まれておらず、したがって、具体的な手

続きや申請様式の数はいくつも減っていない。またサービスの範囲は、ザグレブとスプリットの財務機関事務所に限られている。会社登記は、通常 10 日から 20 日を要するが、認可や免許交付も含む追加的な手続きには、はるかに長い時間を要する。全体として、登記の完全な透明性が必要であり、無駄な時間を要する手続きは、さらに短縮されなければならない。

企業会計および監査に関しては、報告対象期間中に何の進展もみられなかった。すなわち、企業会計については、会計規則制定の権限を持つ財務報告委員会を設立するための法的基礎がなお必要である。国際会計基準に基づく会計への移行に向けた若干の措置が取られたものの、企業による同会計基準の遵守は未だに強制や監視が行われていない。また、企業は調整のついていない様々な財務報告書の提出義務を負わされている。会計監査については、全く進展が見られない。監査業務の規則と監督が、なお欠けている。EU 国籍企業の自由な設立を可能にする監査免許の交付には、若干の関心が集まっている。

「この項に関する進展は、会社登記の手続改善に限り見られる。完全な適合には、さらなる法改正が必要である。企業会計および監査の分野においても、なお大幅な法改正が必要である。企業の法令遵守に対する矯正と監視には、継続的な努力が要求される。」

上記の報告の中で、欧州委員会は知的財産法に関して以下のような意見を述べている。「知的所有権について『アキ』は、著作権および関連する権利の法的保護に対する統一規則を規定している。データベース、コンピュータ・プログラム、半導体トポグラフィ、衛星放送およびケーブル転送に関わる保護には、個別の規定が適用される。工業所有権の分野について、『アキ』は商標および意匠の法的保護に対する統一規則を規定している。バイオテクノロジーを用いた発明、医薬品および植物保護製品に対して別の規定が適用される。また『アキ』は、EU 商標と EU 意匠を規定している。最後に、著作権および関連する権利ならびに工業所有権の執行に対する統一規則が定められている。法と規則の十分な執行メカニズム、特に効果的な執行能力が必要とされている。クロアチアは一定の進展がみられる。」

「著作権ないし関連権利の分野における執行能力は、報告対象期間において増強されている。国家知的財産局は、人員を 15 人増やして約 100 人となった。さらに同局は、強力な IT インフラ・情報通信計画を策定し、人的資源の管理を改善させた。権利の集成的管理に関し、担当機関を認可するための基準および手続きに関わる規則が 2004 年 6 月に公布された。その規則に基づいて、知的財産局は 2004 年下半期に、4 つの集成的管

理機関（著作権保護協会、作曲家協会、映画監督ギルド、フォノグラフィック協会）がクロアチア国内で活動することを承認する決定を発表した。これらの協会は、徐々にその会員を増やしている。」

「全体としてクロアチアの知財分野は、主要な国際法に則しており、その法制は概ね『アキ』に適合している。知的財産局の著作権部は、的確な業務執行のためにさらに増強する必要がある。権利の集成的管理システムが完全に機能するよう、引き続き努力が求められる。」

「工業所有権の分野においては、特許法条約と特許規則を批准する法が発効している。改正特許法は2005年7月に採択された。商標に関してクロアチアは、商標の絵画的表現の国際分類に関わる1973年ウィーン条約」に加盟している。また、特許代理人に関わる法が2005年4月に採択されている。この分野において、クロアチアは概ね『アキ』に適合しており、同国は主要な国際法の一部に則している。バイオテクノロジーを用いた発明の保護はさらなる改正が必要である。」

2.4.2 司法部門におけるリスク

「ブルガリア」編の2.4.2項を参照願います。

3. 社会的リスク

3.1 労働組合の影響

労働組合はクロアチアにおいては無力であり、したがって投資家に対するリスクにはならない。

南東欧諸国においては通常、労働組合は「旧共産党の道具」とみなされているため、その影響力は微弱である。近代的かつ独立した労働組合のあり方は理解されていない。これは全ての南東欧諸国について当てはまる。

3.2 国民性と現地のビジネス慣行

クロアチアの歴史は、地域的に異なる文化が混在している。すなわち、首都ザグレブ周辺はオーストリアからの影響を受けており、海岸線に沿った地方（イストリア、ダルマチア）はイタリアからの影響が強い。したがって、1つの「クロアチア国民」について語ることは非常に難しい。

カトリックは非常に重要な役割を果たしており、クロアチアが旧ユーゴから独立を果た

した 90 年代以降における国のアイデンティティの模索に際しての支えとなった。同国は自らを中欧の一国であり、将来の EU 加盟国であるとみなしている。クロアチア人は、同国をバルカン諸国の一国とみなされることを非常に嫌う。規則正しさと礼儀正しさが重んじられる。公式な招待は非常に高く評価される。

通常、同国のビジネスマンは、英語とドイツ語に良く通じている。沿岸部の住民はしばしばイタリア語を話す。

・やるべきこと、やってはいけないこと

- ・ クロアチアと中欧(オーストリア)との共通の歴史に言及することは有益である。
- ・ 政策および過去の戦争に関わる議論は避けるべきである。
- ・ クロアチア人とセルビア・モンテネグロおよびボスニア・ヘルツェゴビナ出身の人々との比較は、避けることが望ましい。
- ・ 海岸線の美しさを賞賛することが勧められる。
- ・ 気のきいた小さな贈り物と外国への招待が喜ばれる。

4 . 会社の設立

4.1 会社設立に要求されること

クロアチアと他国との間の互惠関係に基づき、外国人投資家はクロアチア人投資家と同等の権利および義務を有する(自国人待遇原則)。基本的権利は、憲法に基づいており、資本投資に関わる権利は法の変更によって侵されることはない。事業によって得られた利益はいかなる制限もなく外国に送金することができ、投資された資本は投資の終了後再び外国に送金することができる、という規則がある。

しかしながら、現時点においてなお、外国人投資家に対する若干の制限があるが、クロアチアの WTO 加盟および EU との連合協定によって、そうした制限は WTO 加盟国に居住する自然人および法人に対しては効力を持たなくなっている。

クロアチアにおける投資は、貿易会社に関わる法(官報 No.111/93、34/99、および 118/03 で公布)、通貨ビジネスに関わる法(官報 No.96/03)および投資促進に関わる法(官報 No.73/00)によって規定されている。

同国における外国人もしくは外国法人による不動産の購入には、外務省の認可が必要になる(資産に関わる法、官報 No.91/96、68/98、137/99、22/00、73/00、118/01)。同国に居住する外国人あるいは設立され登記された外国法人のみが資産を購入することができる。この規則は、アドリア海沿岸のホテルおよびその他の観光インフラの購入を希望する全て

の人々に適用される。

外国人投資家にとっては、次の2つの会社形態が一般的である。

- ・ 有限会社 (Društvo s ograničenom odgovornošću : d.o.o.)
- ・ 株式会社 (Dioničko društvo : d.d.)

クロアチアの会社法は、オーストリアおよびドイツの会社法と非常に良く似ている。

外国人投資家は、新会社を設立する代わりに、既存の企業の株式を購入することもできるが、この手段には若干のリスクが含まれる。

4.2 行政手続き、関連当局、必要なコンタクト

有限会社は2万クーナ(約2,700ユーロ)の最低資本金が必要である。全企業の約80%が「有限会社」の形態をとっている。株式会社の最低資本金は2万7,000ユーロである。外国人(企業)には代理店の設立が認められている。有限会社の設立には、通常1~2ヵ月の期間を必要とする。会社設立の手続きは以下のとおりである。

基礎となるのは、公証人の認定を受け、法廷対応認定翻訳者によってクロアチア語に翻訳された会社設立契約である。同様に、商業登記への外国人出資者の登録証書も、認定翻訳者によって翻訳されなければならない。新会社の出資者がクロアチア語を話さない場合、法規に従って認定翻訳者が読み上げを行い署名に立ち会わなければならない。

会社設立契約は、複数の出資者が存在する場合にのみ必要となる。有限会社がただ1人(1社)の出資者によって設立される場合は、当該個人もしくは法人の申告のみで十分である。出資者は、必ずしもクロアチアに居住している必要はない。

ビジネス係争は、判決が出るまでに2~3年間を要するというリスクが伴う。したがって、出資者が複数いる会社の場合は、会社設立契約の中で「クロアチア共和国内における調停」もしくは国外における「国際調停」に言及しておくことが勧められる。

商業登記には以下のものが必要である。

- ・ 会社名、事業内容、資本金、法廷への告知義務に関わる経営者の宣言および出資者氏名。
- ・ 会社設立契約のコピー。
- ・ 出資者の登録証書。
- ・ 設立者のリスト。
- ・ 資本金の払い込みに関わる銀行証明。
- ・ 経営陣に関わる決定と彼らの個人データ(氏名、住所、生年月日、旅券番号)。
- ・ 監査役会メンバーの指名に関わる宣言(必要な場合)および個人データ。

- ・ 監査役会メンバーの受け入れに関わる宣言。
- ・ 新会社の設立者が過半数の株式を有する企業は、債務を抱えていないという当該設立者による宣言。

新会社設立者および彼らが出資する企業のいずれも債務を抱えていないという、社会保険機関、健康保険機関および税務署からの証明書。

クロアチアにおける会社設立のコストは概ね以下の通り。

- ・ 裁判所手数料：400 クーナ（約 54 ユーロ）
- ・ 官報への掲載料：810 クーナ（約 110 ユーロ）
- ・ 公証人に支払う手数料は資本金の額によって異なる（資本金 2 万クーナの会社の場合 4,000 クーナ = 530 ユーロ）
- ・ 弁護士費用

この後に、国家統計局に事業分類について照会する必要がある。

当座預金の開設は、商業登記が完了し、国家統計局から認定番号が付与された後に初めて可能となる。株式会社の設立も概ね同様の手続となるが、一株当たりの額面と発行株式数が必要となる。

4.3 会社設立に際しての特記事項

有限会社が 300 人を超える従業員を雇用する場合、もしくは 50 人を超える出資者が合わせて 60 万クーナ以上出資する場合には、監査役会の設置が必要である。

会社設立に要する期間を 1 週間以内に短縮する計画が進められている。

会社登記のための「ワン・ストップ・ショップ」が、2005 年 5 月に初めてザグレブに設置され、同様の事務所が、引き続きスプリット、オシエク、リエカに設置された。事業者における行政手続の負担を軽減するために、さらなる設置が予定されている。登記に要する平均日数は、2004 年の 50 日超が 2005 年には 16 日（営業日）にまで短縮されている。単純な家内工業や小売業に対する登記期間は、すでに 3 日にまで短縮されている。

しかしそれでもなお、ビジネス界には司法システムの非効率性に対する不満が根強く残っている。

4.4 公的インセンティブと公的支援

クロアチア投資促進法は、輸出の増大と競争力の強化を通じた経済成長と同国の国際貿易への統合を目標として、国内外の自然人および法人による投資に対して支援を規定している。

投資促進に対する主要な対策は以下の通り。

- ・ 税制優遇措置：1,000 万クーナ（約 134 万ユーロ）以上の投資で、30 人以上の雇用が保証される場合、法人税率は 10 年間に渡り 7%（本来は 20%）に減免される。同様に、2,000 万クーナ（約 267 万ユーロ）以上の投資で、50 人以上の雇用が保証される場合は、法人税率は 10 年間 3%が適用される。6,000 万クーナ（約 799 万ユーロ）以上の投資は、75 人以上の雇用が保証されれば、10 年間法人税は免除される。
- ・ 新規雇用の従業員 1 人当り、年間 1 万 5,000 クーナ（約 2,000 ユーロ）の補助金あり。また、職業・教育訓練コストの最高 50%まで補助金あり。
- ・ 輸入税免除：投資の一部を成す全ての設備装置に対する輸入関税免除。ただし、排気量 1,500cc 未満の自家用車は除外。

フリー・トレード・ゾーンに関わる法（官報 No.44/96 で公布）に基づき、国内にフリー・トレード・ゾーンが設立されている。同ゾーン内では外国貿易に対する法的規制がなく、また関税も税金も払わなくてよい。

〔４〕 セルビア・モンテネグロ

１．政治的リスク

1.1 政府の安定性

セルビア・モンテネグロ（国家連合）の経済は、長期的に見れば明るい将来があるように見えるが、当面は、政治的な不安定性が問題となる。セルビア共和国で予定されている総選挙と、2006 年 5 月に行われるモンテネグロ共和国での独立を問う国民投票が、行政、年金システムおよび大規模企業に対する喫緊の改革への注意を逸らせてしまう可能性がある。債務の返済は、引き続き今後数年間において克服していくべき大きな課題である。債務返済を継続していくには、高い GDP 成長と輸出の伸びが要求される。

2005 年における EU とセルビア・モンテネグロとの安定化・連合協定（SAA：Stabilization and Association Agreement）の交渉開始は、セルビア共和国における投資条件とビジネス環境をすぐに改善させるわけではないが、この交渉は政府に改革を実現させるための契機となる。このため、中期的には同共和国における外国企業のビジネス環境は改善されよう。また、政府のリスクは中期的には減少しよう。

さらに、ポジティブな影響としては、IMF との協定調印および WTO 加盟交渉がある。

長期的にみると、セルビア・モンテネグロの政治的方向性は予測可能であるが、短期的にはその方向性の予測は困難である。

2005 年 4 月 25 日、EU 加盟国外相会議は欧州委員会に対して、セルビア・モンテネグロと SAA に関わる協議を開始するよう要請した。この第一歩は、セルビア・モンテネグロが 2012 年頃に EU 加盟国となる可能性に道を拓くものである。SAA は、特に南東欧諸国を将来の加盟に向けて準備させるための EU による 1 手段である。SAA は 2006 年にも調印される見込みである。

セルビア政府は、セルビア・モンテネグロの EU 加盟承認の決定が 2007 年から 2009 年の間に下されることを期待している。しかし、その目標達成の前には次のような大きな問題がある。

- ・ セルビア・モンテネグロの成立を定めた文書には、両共和国が 2006 年に国民投票を行い、完全な独立と連合の解消について賛否を問うことを認めると規定されている。
- ・ 公式には国連暫定統治下にあるセルビアの一地域であるコソボの法的地位は、2006 年前半に明らかにされる。
- ・ ハーグ国際法廷は、二人の戦争犯罪人ラトウコ・ムラジッチとラドゥヴァン・カラジッチの引渡しを要求している。

SAA の交渉開始を契機に、セルビアは法および経済制度の EU のそれへの段階的適合を開始している。まずセルビアは関税制度を適合させる意向であり、これによって平均関税率は 7.4%から 8.5%に増加することになる。なお、SAA の約 80%は、外国貿易と経済の自由化に関する内容となっている。EU との調和プロセスの開始は、セルビア経済の構造転換および公的部門の再編成に対する圧力を生み出した。また、改革の要求は、WTO 加盟に向けた交渉を通じてもたらされている。

2005 年 12 月 2 日、ミロリュブ・ラプス副首相は「セルビアは IMF との協定調印を目前にしており、調印のためには 2006 年度予算案と一連の改革関連法案の採択が必要である」と述べた。同副首相は、国会による予算案承認によって、公的資金供給と経済政策の確実性が約束され、同時にコソボの将来的な地位に関わる協議および EU との安定化・連合協定に関わる交渉に向けて必要とされる政府の安定性が、まさに正しいタイミングで強化されることになったと述べている。

・ コソボ問題

法的にはなおセルビアの一地域ではあるものの、コソボは国連安保理事会決議 1244 号（1999 年 6 月 10 日可決）で規定されている国連の国際保護領である。国連コソボ暫定統治機構（UNMIK）は、この地における法的最高権力であり、コソボにおける「将来の地位決定のための政治的プロセスを促進する」役割をもつ。コソボにおける国際上級政務官は、事務総長特別代表（Special Representative of the Secretary General）であり、コソボ統治に対する最高責任者である。この職は、UNMIK 行政の 4 つの「柱 = Pillar」を統括する。Pillar 1：警察と司法（国連が指導）、Pillar 2：民間行政（国連が指導）、Pillar 3：民主化と組織形成（OSCE 全欧安保協力機構が指導）、Pillar 4：経済開発（EU が指導）。2004 年 7 月、国連のコフィ・アナン事務総長は、デンマークの外交官であるソレン・イエッセン・ペーターセン氏を特別代表に任命した。

1244 号決議は、コソボにおける安全で秩序の整った環境の確保という任務に関して、NATO が主導する国際安全保障部隊（KFOR）に全権を与えている。2004 年を通じ、KFOR の勢力はほぼ 1 万 7,500 人で一定しており、そのうち約 1,700 人が米軍であった。KFOR の人員は、治安状況が改善され、新しく創設された地元の治安組織であるコソボ警察隊がその効果的な機動能力を備えるにしたがって暫時減少される。

1.2 行政および政策の透明性/不透明性

セルビア・モンテネグロの行政は不透明である。透明性の欠如は、建設部門における入札においても認められる。また、認可取得には非常に長い時間がかかり、官僚主義と汚職が蔓延している。

法の執行の遅れと裁判官の研修不足が投資家の不安を生み出している。

土地の所有権も同様に不透明である。都市における地所は、依然として国が所有権を持っている。土地の使用権を取得できるようにはなったが、それには長々とした官僚主義的手続が必要になる。また、都市における土地の最低価格は国が決めている。したがって、不動産市場は自由市場の原則に基づいていない。

1.3 EU 拡大がもたらす安定性/不安定性

EU とセルビア・モンテネグロとの間の加盟プロセスが、セルビアにおける外国投資家に対して現在なお存在するリスクを着実に減少させている。

2000 年のフェイラ欧州評議会およびそれに続くザグレブ(2000 年 11 月)およびテッサロニキ(2003 年 6 月)の会合において、セルビア・モンテネグロを EU 加盟の潜在的候補国とみなすという明確な方針が打ち出された。それ以来セルビア・モンテネグロの EU と関係は、さらなる EU 拡大を前提に EU 加盟国になるという最終目標と相互関連している。

1.3.1 安定化・連合プロセスとその手段

確立された政治的枠組みに沿って、EU とセルビア・モンテネグロとの間の経済的および政治的関係は、2000 年 10 月以降強化されている。とくに同国は他の西バルカン諸国と同様の方法で安定化・連合プロセスを開始し、そのプロセスに関連する様々な手段から大きな恩恵を受けている。

- ・ 第 1 に、同国の経済復興を支援するため、2000 年 9 月に EU は寛大な自律的貿易特権を付与し、その後、セルビア政府の劇的な民主化への変化を受けて、2000 年 11 月には実質的に全ての製品に対象が拡大されている。この優遇措置により、セルビア・モンテネグロからのほぼ全ての対 EU 輸出品は、無制限の無関税の輸出が可能になった。
- ・ 第 2 に、2000 年以前にも存在していた EU の財政支援は、地域ないし国家「再建・開発・安定化共同体支援 (CARDS:Community Assistance for Reconstruction, Development and Stabilisation)」プロジェクトおよびマクロ財政支援の形をとって大幅に増額された。1991～2003 年における CARDS の財政支援は、総額で 18 億ユーロに達しているが、そのうちの 16 億ユーロ以上はミロシェビッチ政権が倒れた後に与えられたものである。またマクロ財政支援は、2002～2004 年の期間で総額 4 億 7,500 万ユーロ、それに加えて 2005 年に 7,000 万ユーロが与えられている。

第 3 に、EU はセルビア・モンテネグロの WTO 加盟、安定化・連合協定イニシアチブ、同地域における各国との自由貿易協定交渉および締結に関わる政治的支援を申し出ている。

・ EU の展望

2000 年から 2004 年にかけて、欧州委員会各部局と相応するセルビア・モンテネグロおよび共和国レベルの省庁との間で定期的な対話が行われた結果、加盟交渉は、いわゆる一対路線方式で進められることが、2004 年 10 月 5 日にセルビア・モンテネグロによって、また同月 11 日に欧州委員会・対外関係委員会によってそれぞれ公式に承認された。一対

路線方式の採用は、同国における複雑な憲法上の実態と、憲法憲章実行に起因する行き詰まりに対応した結果である。新たに承認された一対路線方式を基礎に、欧州委員会はフィージビリティ・リポートの作成作業に着手した。同リポートは、EU との間における将来の安定化・連合協定から生じてくる義務について同国の行政的および組織的実行能力を評価するものである。

1.3.2 必要な改革工程

改革に必要な最重要課題および最優先課題に関して、セルビア・モンテネグロの基礎を固める一助とするために、欧州評議会は 2004 年 6 月 14 日、同国との欧州パートナーシップ（評議会決定 2004/520/EC、EU 官報 L227/2004 年 6 月 26 日 21-34 頁）の中に、その原則、優先課題および条件に関する定義を記した。定義の中には、1～2 年以内に完了が期される一連の短期的優先課題および 3～4 年内の完了を見込む中期的優先課題が含まれている。これら全ての優先課題は、同国が EU 加盟に向けて前進するために実行する必要があるものである。

政治的優先課題は、以下のとおりである：

- ・ 憲法憲章の完全な尊重、国軍改革、選挙法改正の完了、行政の強化、国家連合および共和国レベルにおける欧州統合管轄部署の行政能力強化・維持、司法改革の推進、汚職に対する闘い等を通じた民主政治と法による統治。
- ・ 欧州評議会によって示された義務の遂行、オンブズマン事務所の設立とその行政能力の強化、拷問の廃止に対する意識傾注、表現および結社の自由の保証、財産返還に関わる法の採択および執行による財産権の保証、難民、流民および少数民族の人権と保護。

旧ユーゴスラビア国際刑事法廷との十分な協力および国連安保理決議 1244 号の完全な尊重、共通の実質的利害に関わるモンテネグロとの継続的対話、安定と地域協力の保証と強化、安定化・連合プロセスと地域協力に関わるテッサロニキ公約への適合、全ての自由貿易協定およびその他全ての国際協定の批准を通じた地域および国際協力・義務。

さらに、経済的優先事項は以下のとおりである。

- ・ 持続可能なマクロ経済安定の確保、残る規制価格の自由化と行政的管理の撤廃、構造改革の加速、大規模国有企業の民営化もしくは整理、安定して機能する不動

産市場の開発、雇用促進および失業対策に関わる包括的戦略の開発および実行、信頼できる統計の開発、民営化の完了と金融部門（銀行）再編成、民間部門の成長と雇用促進を支援しビジネス環境の強化等を図って市場経済の確立と構造改革を実施する。

- ・ 闇経済の正常化および課税ベースの拡大、公的支出管理制度の実行（財務省、公的内部財政管理）および包括的税制改革、予算手続きおよび財政管理の改善、国家および国家間基金に影響を及ぼす詐欺もしくはその他の不正行為の発見・処理・事後対応のための効果的な手段の確立、税法の効果的かつ公平な執行を遂行するための財政法および行政手続きの継続的点検、税務当局ないしその他の行政能力の継続的な強化、等を通じた公的資金支出の管理。
- ・ 域内市場および貿易行動計画において合意された全ての事項の完全な実行、全ての輸入税、課徴金および EU の貿易優遇措置において明文化されている据置条項に反して導入された鋼鉄および鋁鉄製品に対する輸入認可システムの廃止、鉄および非鉄金属および生皮に対する輸出税の廃止、税関行政の継続的近代化、知的所有権分野の強化、等を通じた域内市場および貿易。

部門政策：特に考慮されるべき部門は、農業、運輸、エネルギー、工業および中小企業、テレコミュニケーション、環境。

1.3.3 欧州パートナーシップ優先事項の実行

安定化・連合プロセスの政治的および経済的条件は、一対路線方式によって何ら変更されるものではないという点を明記しておくことが重要である。したがって、同国の EU 加盟に向けた進展にとって、共同政策勧告（注 1）と欧州パートナーシップ優先事項に従い、これを実行していくことが最重要となる。それと関連して、すでに全ての 3 行政主体によって作成、採択されている、欧州パートナーシップの実行に向けた行動計画の適正かつ完全な実行が重要となる。

注 1：政策勧告は、諮問タスクフォースおよび拡大常設対話の過程で到達した、欧州委員会とセルビア・モンテネグロ当局代表の共通結論を体現したものである。前回対話は、2005 年 1 月 27/28 日にベルグラードで行われた。

さらに、全ての必要な改革を実行し、自らが提案した全ての法制に欧州の次元を組み入れていくことに対する最終責任は、セルビア・モンテネグロの各当局にあるという点を忘れてはならない。同国が EU との間の安定化・連合協定に調印すれば、これが同国の公式な

義務になるという点に疑いの余地はない。

1.3.4 将来の安定化・連合協定

将来の安定化・連合協定の交渉および実行能力に対する、フィージビリティ・レポートのポジティブな評価を拠り所として、セルビア・モンテネグロは欧州統合プロセスの新しい局面に入ることになる。現時点では漠然と欧州の方向を向いた展望であるに過ぎないが、協定調印によって、EU 加盟に向けた明確な道筋が示されることになる。そうした事情を背景に、セルビア・モンテネグロとの安定化・連合協定は、加盟国としての新たな権利や義務を反映させたものとなる。具体的に言えば、協定は国家連合に関わる事項から成る本体部分と、共和国代表との間で協議された事項に関わる別個に独立した付属書とで構成され、それらはいずれも共通した章立てで作成される。それらの付属書は、特に通商および経済問題ならびに共和国の権限である部門政策をカバーするものとなる。このモデルによって EU およびその加盟国は、1 ないし複数の政府が責任を負う強制力のある契約に基づいた実質的関係をセルビア・モンテネグロと結ぶことが可能になる。

特に外国投資家にとって、安定化・連合協定は彼らのビジネス機会を評価する明確な基盤になる。

2. 経済的リスク

2.1 事業に対する公的独占の影響（民営化と自由化）

EBRD の「Transition Report 2005」は、この分野を以下のように分析している。

- ・ 通貨交換性：100%OK
- ・ 国内への直接投資の管理：なし
- ・ 利子率自由化：100%自由化
- ・ 通貨交換レート管理体制：管理フロート制（セルビア）、ユーロ（モンテネグロ）
- ・ 賃金規則：なし
- ・ 土地売買の可能性：合法的に規制されている
- ・ 自由競争保護委員会：なし
- ・ 破産法の質：高い
- ・ 担保取り引きに関わる法：若干の欠陥あり
- ・ 会社統治に関わる法の質：中程度
- ・ 電気通信分野における規制主体の独立性：なし

- ・ 電力分野における規制主体の独立性：部分的に保証
- ・ 鉄道インフラ所有者と運用者の分離：なし
- ・ 特許・利権等の譲渡に関わる法の質：中程度
- ・ 責任自己資本比率：8%
- ・ 預金保険システム：有り
- ・ 証券市場に関わる法の質：中程度
- ・ 民間年金基金：なし

2.1.1 2000～2005 年の移行期間

2000～2005 年のセルビア・モンテネグロにおける民営化および自由化の傾向を、マクロ経済データと「EBRD 指数」を用いた EBRD 評価に基づいて表したのが、以下の表 1 である。

また表 2 は、2005 年のセルビア・モンテネグロにおける民営化ないし自由化に対する、EBRD による評価を表している。

表 1：セルビア・モンテネグロにおける移行段階の進展（2000～2005 年）（出所：EBRD）

企業	2000	2001	2002	2003	2004	2005
民営化収入（累積額、対 GDP%）	0.0	0.0	2.2	6.5	7.1	na
民間部門 GDP 占有率（%）	40.0	40.0	45.0	45.0	50.0	55.0
民間部門雇用占有率（%）	na	na	na	na	na	na
国家補助+経常移転（対 GDP%）	2.1	3.1	4.4	3.5	3.1	na
工業部門雇用占有率（%）	na	na	na	na	na	na
工業労働生産性の変化（%）	na	na	na	na	na	na
投資の対 GDP 比（%）	na	na	na	na	na	na
小規模民営化 EBRD 指数 ¹⁾	3.0	3.0	3.0	3.0	3.3	3.3
大規模民営化 EBRD 指数 ¹⁾	1.0	1.0	2.0	2.3	2.3	2.7
企業改革 EBRD 指数 ¹⁾	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.3
市場および貿易						

規制価格の割合 (%)	10.3	11.0	11.0	11.2	11.2	9.2
EBRD15 バスケットにおける規制価格財の数	1.0	2.0	3.0	4.0	3.0	na
移行段階諸国との貿易比率%	73.2	78.1	82.9	79.3	na	na
貿易総額の対 GDP 比 (%)	81.0	59.2	56.3	53.6	66.5	na
関税収入 (対輸入額比%)	5.1	4.9	6.7	6.9	5.4	na
価格自由化 EBRD 指数 1)	2.3	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
外国為替・貿易自由化 EBRD 指数 1)	1.0	3.0	3.3	3.3	3.3	3.7
競争政策 EBRD 指数 1)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

1)注

移行レベル指数は「1」から「4+」の範囲であり、「1」は、堅固な中央計画経済、ないしそこからほとんど変化がないことを表し、「4+」は、標準的な工業化市場経済を表す。

民間部門が GDP に占める割合は、公式（政府）および非公式な情報源から得られた統計を用いて算出されている。そのシェアには、登録された民間企業の公式な活動による収入と、信頼できる情報に基づく非公式な活動によるものとの両方を含む。「民間企業」という用語は、私的個人もしくは主体が持ち分の過半数を保有する全ての企業を指す。

EBRD 評価の正確さは、データ上の制限、とりわけ非公式活動の領域におけるそれによって束縛される。一部のケースにおいて、EBRD 評価は公式データと大きく異なっている。それは通常、「民間部門」あるいは「非国家部門」という用語の定義の相違に根ざしている。

表 2：2005 年セルビア・モンテネグロのにおける移行段階の進展（出所：EBRD）

- ・ 2005 年央における国民人口：830 万人
- ・ 2005 年央における GDP に占める民間部門の割合（EBRD 評価）：55% ↑

（EBRD 移行段階指数）¹⁾

企業	大規模民営化	3 - ↑
	小規模民営化	3 +
	企業統治・再編成	2 + ↑
市場および貿易	価格自由化	4
	貿易・外国為替システム	4 - ↑

	競争政策	1
金融機関	銀行業務改革・利子率自由化	3 - ↑
	証券市場・非銀行系金融機関	2
インフラストラクチャー	インフラストラクチャー改革	2

1)注

移行レベル指数は「1」から「4+」の範囲まであり、「1」は、堅固な中央計画経済、ないしそこからほとんど変化がないことを表し、「4+」は、標準的な工業化市場経済を表す。

民間部門が GDP に占める割合は、公式（政府）および非公式な情報源から得られた統計を用いて算出されている。そのシェアには、登録された民間企業の公式な活動による収入と、信頼できる情報に基づく非公式な活動によるものとの両方を含む。「民間企業」という用語は、私的個人もしくは主体が持ち分の過半数を保有する全ての企業を指す。

EBRD 評価の正確さは、データ上の制限、とりわけ非公式活動の領域におけるそれによって束縛される。一部のケースにおいて、EBRD 評価は公式データと大きく異なっている。それは通常、「民間部門」あるいは「非国家部門」という用語の定義の相違に根ざしている。

↑および↓によって、当該部門指数の前年からの変化が表される。矢印 1 本は 1 ポイントの変化を表す（例えば 4 から 4+ へ）。上向き矢印は改善、下向きは悪化を表す。

2.1.2 自由化と民営化

セルビア・モンテネグロの国際機関への統合は、2005 年を通じて段階的に進展している。欧州評議会は 2005 年 4 月、安定化・連合協定の交渉に関わるフィージビリティ・スタディを承認した。これは、2004 年末に欧州委員会が採択した 2 つの共和国に対する「一対路線」戦略を受けて、経済政策に関わる個別の交渉を提供するものである。公式な協議は 2005 年 10 月に開始された。他方、両共和国は WTO に対する合同申請を取り下げ、別個に加盟申請を行うことに合意している。

セルビアは 2005 年に、売上税に代わる付加価値税の採択および導入が順調に進み、税制改革は大きく進展した。標準税率は 18% である。同年 7 月にセルビア共和国議会は、一定の製品およびサービスに対しては 8% の軽減税率を適用する案を採択した。なお、2 つの共和国は低い法人税率を適用している（セルビアは 10%、モンテネグロは 8%）。

外国貿易体制は徐々に自由化されており、ほとんどの輸入ないし輸出割当の実質的廃止も含まれている。しかしながら、セルビアには一部の製品に対する高い輸入関税が残っている。2005 年年央に共和国議会は関税率の見直しを承認し、多くの農業製品の税率を引き上げ、中間製品を主としたその他の品目についても引き下げた。

2004 年半ば以降、セルビアにおける民営化が復活した。2005 年半ばまでに、約 1,250 の企業が民営化された。社会有企業の民営化は、2006 年末までに完了する予定である。民営化法が 2005 年 6 月に改正され、企業売却を容易にするために政府に企業の負債を帳消しにできる権限が与えられた。

モンテネグロでは 2005 年 8 月、政府とロシアのアルミニウム企業 RUSAL との間で、同共和国最大の工業コンツェルン KAP の株式の 65.4% 売却に関わる合意が成立している。

2.1.3 ビジネス環境と競争

両共和国政府において赤字企業への補助金はなお相当に残っているものの、減少の傾向にある。国家補助金に強く依存しているセルビアの大規模国営企業 8 社の再編成計画が進められている。その内の 1 社である石油会社 NIS は、民営化のためのコンサルタント選定の入札が 2005 年 9 月に行われた。同共和国では、2005 年 2 月に新破産法が発効している。また、赤字の社会有企業 3 社に対する破産手続きが 2005 年 4 月に開始された。

2.1.4 インフラストラクチャー

2005 年 1 月、固定電話回線オペレーターであるテレコム・モンテネグロの株式の過半数が、ハンガリーの MATAV を幹事会社とするコンソーシアムに売却された。これは、今日までのモンテネグロにおける最大の売却案件である。一方、固定電話回線オペレーターであるテレコム・セルビアの市場独占は 2005 年半ばに解消されたが、実質的には現在も独占が続いている。2005 年 5 月には、テレコム・セルビアの民営化戦略を策定するコンサルタントの選定入札が行われた。なお、携帯電話サービス会社 MOBILTEL の完全民営化は、同社の株式に対する国の持ち分を巡る争いで頓挫したままとなっている。

道路、鉄道、電力といった他のインフラ部門における改革の進捗は緩慢である。セルビアの電力価格は、2005 年 7 月に約 50% 引き上げられた。国営電力会社 EPS の民営化は予定されていないものの、同社は法的に二つの会社に分割されており、2006 年以降全くの別組織として運営されることになる。

2.1.5 金融部門

両共和国における金融サービスは、この数年間で急速に進歩した。セルビアにおいては、2003 年末から 2004 年末にかけての 1 年間で、民間企業部門に対する融資残高が 50% 以上も増加している。融資金利は競争の増加により低下している。2005 年には複数の銀行が外国投資家に売却され、また、その他の銀行も入札案件となっているので、銀行部門の民

営化が進展しよう。

モンテネグロにおける銀行民営化は、2005 年下半期に予定されているボドゥゴリツカ・バンカの売却さえ実現すれば、実質的に完了したのも同然となる。

最近設立された預金保険機関と、預金保険限度額の大幅な引き上げによって、セルビアの銀行部門に対する信頼性は向上しよう。

2.2 外国資本流入に対する制限

外国資本の流入は、外国通貨に関する法律によって 2002 年以降公式に保証されている。さらに、セルビア・モンテネグロとの間で二国間協定を締結している国々からの資本移動は厚遇される。

外国通貨に関わる法（ユーゴスラビア連邦共和国官報 No.23/2002 で公布）では、以下の手続きを規定している。

- ・ セルビア・モンテネグロ居住および非居住の個人および法人間の支払い。
- ・ セルビア・モンテネグロ居住者の外貨の売買。
- ・ セルビア・モンテネグロ居住者間の外貨による支払い。

以下の規則は、外国直接投資と資産に対する投資に関わるものである。

- ・ 支払い、現金化、現金送金は自由であり法によって保証されている。
- ・ 法もしくは国際協定（たとえばセルビアとドイツ間およびセルビアとオーストリア間）で規定されているケースを除き、非居住者のセルビア・モンテネグロにおける資産購入は禁止される。

居住者は非居住者と同様に、外貨、国内通貨（ディナール）および有価証券の輸出入を速やかに税関に申告する義務を負う。セルビア税関当局は、2,000 ユーロを超える未申告の現金を没収する権限を有する。

支払い手続きに関する法律が 2003 年 1 月 1 日に発効し、多くの新しい手続きが導入された。もっとも重要なことは、社会主義システムの 50 年間を通じ、支払い手続きに対しては「支払い手続機関」が絶対的権限を持っていたという事実である。今日、支払い手続きは再び、銀行（業務を行う企業）に委任されている。

2.3 非関税障壁（表示、パッケージング、認証）

輸入製品に対する数多くの非関税障壁が存在しており、連邦標準化機関によって公表されている基準への適合が求められている。

この状況は、今後、EU への調和プロセスの過程で改善されると考えられるが、現在のところ、特に自動車に関してセルビアは EU 型式認定規則が適用されていない。

製品をセルビアに輸出する場合、連邦標準化機関によって公表されている国内基準（略語で JUS）の知識が必要になる。輸入された製品はセルビアの基準に適合しなければならない。

セルビアの関税率表は、特定の条件を満たさなければならない製品を規定している。

- ・ No.1 カテゴリー製品は、その輸出入のいずれに対しても保健省と農業省の許可が必要。
- ・ No.2 カテゴリー製品は計測機器であり、その輸入には計測・希少金属機関の許可が必要。
- ・ No.3 カテゴリー製品は、輸入に際して適合許可が求められる製品であり、許可は連邦標準化機関もしくは同機関によって権限が与えられているその他の機関によって交付される。輸入された製品はセルビア国内の基準を満たしていなければならない。
- ・ No.4 カテゴリー製品は、輸入に型式認定証明が必要となるものである（例：自動車）。その証明は連邦標準化機関によって交付される。

No.1 製品（例：医薬品）の輸入手続きには、登録証明が必要になる。

全ての No.3 製品（家電製品、オフィス機器、コンピュータおよびコンピュータ装置、家庭用器具、防護装置を含む）の輸入手続きには、通関手続きの前に必要となる「無線周波数障害試験証明」（セルビア語略語で RSO）が要求される。

No.4 製品（乗用車、トラック等）の輸入手続きには型式証明が義務付けられ、税関手続きの前段階で税関当局に提出されなければならない。

取扱説明書および保証書は、セルビア・モンテネグロ市場に製品が流通する前の段階で現地語によって書かれたものが作成され添付されなければならない。

- ・ パッケージングおよび表示に関わる特別な規則

旧ユーゴスラビア連邦の標準化に関わる法第 37 条では、セルビア・モンテネグロに輸出される全ての製品は、以下の事項に関し輸出される前の段階で現地語（キリル文字）による表示がなされていることを前提としている。

- ・ 製品グループ
- ・ 製品名
- ・ 製造者もしくは輸入業者

製品グループに対しては特別な規則が存在しており、相応の表示が製品本体および/もしくはパッケージ表面に表示されなければならない。

- ・ 自動車輸入に対する非関税障壁

自動車に関して、セルビアは特別な型式認定を要求しており、EU 型式認定をそのまま認めてはいない。他方、EU 型式認定には適合しない自動車に対しては、型式認定が与えられている。これによって、EU 条件（平均運転速度、異なる潤滑油など）には適合しない自動車、とくに NAFTA 市場からのものがセルビア市場に入ってくることを可能にしている。

民間企業が自動車登録データにアクセスすることはできない。登録データにアクセスできるのは、自動車関連の企業、すなわちガソリン・スタンド、自動車ディーラー、修理工場等である。登録データは、特定の車種のリコールに際しても必要となる。

- ・ 好ましい徴候

自動車型式認定に関し、当局は欧州型式認定基準への関心を表明し、この問題に関わる会合にも参加している。

- ・ FIC（外国投資家評議会）の勧告

自動車に関して、セルビアは欧州型式認定規則を適用すべきである。欧州向けに型式認定を受けた自動車のみが、セルビアにおいても型式認定されるべきである。

自動車登録データは、データの利用を監督する機関にのみならず、統計を作成しそれを配布する機関にも提供されるべきである。

2.4 経済関連法に起因するリスク

経済関連法には多くのリスクが内在している。過去数年間において、EU、EBRD ないしその他の機関による専門的支援に基づいて多くの改善がなされてきたものの、なお多くの問題が残されている。具体的には、新憲法の欠如、法の適用および執行における裁判官の訓練不足、新旧法間の矛盾の存在等が挙げられる。

こうした問題やリスクは、EU 法への適合プロセスの進展によってのみ解決が可能で

ある。

2.4.1 改革プロセスと残るリスク

過去4年間にセルビアにおける移行プロセスはいくつかの着実な成果を生み出してきた。今日では、民主社会の基本原則が確立され、法による統治がなされている。こうした体制確立における成功の鍵が司法改革であった。

セルビアの司法改革は、様々な成果を伴って展開されてきた。2001～2004年の間に数多くの規則が発効したが、その大半は司法機関、司法の実質および手続きの法制に関わるものであった。これらの規則は司法局の重要性と機能、とくに司法の行政権力からの独立性を著しく高めた。高等司法評議会や最高裁高等人事評議会といった新しい組織が設立され、司法権力、とくに判事と検事の任命と罷免の権限が強化されている。

加えて、判事の仕事の物的条件および組織的犯罪ならびに戦争犯罪に関わる法廷手続きの著しい改善が実現している。これにはベオグラード地方裁判所に対する最新技術導入および司法関係者に対する特別な安全保障の提供という内容が含まれており、組織的犯罪および戦争犯罪追跡のための特別部署が設置され、これらの案件に携わる判事、検事および職員の給与が増額されている。

しかしながら、こうした原則と規則の保証は広く受け入れられてはいるものの、新法適用を実現していくための環境整備、新法を統合的かつ実現可能なものにすること、効果的な汚職防止対策および様々な圧力からの裁判所の防護といった克服すべき課題が依然として残されている。さらに、司法局内における専門性の向上と資源の有効利用という点にも注意が必要である。

2.4.2 十分な憲法不在に起因するリスク

セルビア・モンテネグロの法的枠組みは、十分な憲法の枠組みによって支えられていない。国家連合の憲法的憲章が一定の法的手段を提供しており、それは一義的に人権保護に関するものとなっている。しかし、その実行を支えるためのいかなる手段も規定しておらず、首尾一貫した近代的な民主的憲法の体制を確立していない。

全ての主要政党および社会全般が、憲法枠組みのさらなる改定の必要性を認識しているにもかかわらず、この課題への取り組みは、これまでのところ十分というには程遠い。その結果、1990年憲法（しばしば「ミロシェビッチ憲法」と呼ばれる）がいまだに有効性を保っている。さらに、十分な憲法枠組みの欠如のために、過去4年間に於いて推進されて

きた数々の法制上のイニシアチブは首尾一貫性を欠くだけでなく、しばしば矛盾している。

憲法は、司法局の組織構造の基礎を規定し、法廷手続原則を定め、司法官吏の職務と使命を規定し、公的権力との関係を促進させ、関連する法制に重大な影響を与えるその他の規定を定めていることから、司法制度にとってさらに重要なものである。

司法局の効率性と効果を高めるための再編成は、引き続き重要な組織的課題である。セルビア・モンテネグロでは、既存の法制が完全に適用されていない。その原因は、控訴裁判所と行政裁判所が法律上は規定されているにもかかわらず、正式には設立されていないためである。さらに、軍事法廷から一般司法法廷への権限委譲問題が未解決であり、組織的枠組みの不整合を生んでいる。加えて、どの分野に改革が必要かを特定するための、司法制度の包括的分析は一度として行われていない。

2.4.3 裁判所の組織

2001年に発効した裁判所組織に関わる新法が、セルビアにおける裁判所システムの組織を規定している。しかしながら、新法執行の前提となる物的前提条件が満たされないために、裁判所の司法権を規定した古い法規定が2007年まで効力を持ち続け、新法は2007年以降に適用されることになっている。組織面におけるリスクは以下のとおりである。

- ・ 判事に対して、特に新しい手続きの適用に関する総合的かつ継続的な訓練が必要である。
- ・ 裁判所のさらなる組織化が必要。すなわち、裁判所組織に関わる新法は、法廷案件の迅速かつ効率的な解決にポジティブな影響を及ぼす対策を意図している。したがって、この法律が発効する以前の段階において、法執行に対する周到な準備が必要になってくる。
- ・ 民事訴訟に関わる法および強制執行に関わる法の採択は、セルビア裁判所システムの再編成に関して重要な一歩である。しかしそれでも、これら2法の効果が確認できるまでには、かなりの執行期間を経なければならない。

2.4.4 新会社法に起因するリスク

セルビア共和国の新会社法は2004年11月22日に制定され、同月30日に発効した。同法は、会社ないし事業者の法人化、法人組織と企業統治、法人地位、会社の法的形態、会社の整理・清算等について定めている。

○ 好ましい徴候

- ・ 新会社法は事業の便宜を図り、会社の所有者相互の関係、所有者と会社の関係などを

より柔軟性の高いものになっている傾向が確認される。

- ・ 新会社法下において、有限会社設立に必要な最低資本金が大幅に引き下げられた（500ユーロ）。
- ・ 従業員代表を会社組織に参加させる必要はなくなった。
- ・ 会社設立に当たっては、唯一、設立文書しか要求されない。

○リスク

- ・ セルビアにおいて事業を行う条件を規定する他の法律と、会社法との間の首尾一貫性のなさ、特に有価証券およびその他の金融証書に関する法および2005年1月1日に発効した事業主体の登録に関わる法が問題となる。

新会社法には若干の法的抜け穴があり、不明瞭な規定が残されている。最大の懸案は、既存企業の新会社法への適合であり、これは新会社法が発効してから2年以内に行われなければならないと定められている。それにもかかわらず、旧会社法がこの期間内に適用されるのか否か、また、適用されるとするならばどのようなケースにおいてか、が明らかにされていない。司法の実践面において、全ての不明瞭な規定には統一的な解釈が適用されなければならない。解釈は会社の事業に利便を与え、外国直接投資を誘致するような方向で行われなければならない。

2.4.5 新労働法に起因するリスク

新労働法は2001年12月に発効した。新法の最も重要な点は、旧労働法規則と比較して、雇用手続きおよび雇用の終了に関してより自由度が大きく、雇用者により大きな柔軟性を与えているという点である。

2.4.6 新破産法に起因するリスク

破産手続きに関わる法（セルビア共和国官報 No.84/2004）は、セルビア共和国議会によって2004年7月23日に採択された。その後、破産管財人認定機関に関わる法が採択された。破産手続きに関わる法は2005年2月1日以降、完全に発効しており、その日付以降に開始された全ての破産手続きに対して適用されている。

○好ましい徴候

破産手続きは、一方で債権者の債権を回収し、他方で債務超過に陥った債務者を更生する法規定となっている。新法では、この手続きを通じて破産した債務者を更生に導き、自らの義務に就いていけるようにすることに重点がおかれている。

○リスク

同法の次には、必然的に債権買い取りに関わる法の制定が必要となる。破産手続きの完全かつ満足の行く実行のための中心的手段は、債権の売却と購入でなければならないからである。

破産管財人認定機関の指定および破産管財人試験手続きの導入が極力短期間で実施されなければならない。法律が制定されてもそれが執行されないという状況は回避されなければならない。

2.4.7 新知的財産法に起因するリスク

知的財産（IP）の権利は、セルビア・モンテネグロの国家連合のレベルで保護され規定されている。この権利を付与する管轄機関は、ベオグラードにある知的財産機関である。同国では、以下の知的財産に対する権利が保護されている：特許、意匠、商標、原産地指示、トポグラフィー、植物種、非公開情報、著作権ないし関連する権利。これら全ての権利は、異なる法律によって規定、保護されている。

○好ましい徴候

セルビア・モンテネグロにおける知的財産権を、TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定で、WTO 協定付属書 1 C として規定されている）、国際条約、EU 規則および指令に適合させるため、総合的な改革が 2003 年に開始された。その結果 2004 年 7 月に新特許法が採択され発効している。同法は、前述した法的原型と完全に調和している。商標法および意匠法は、2005 年上半期に採択されている。

同国における前述した知的財産権の保護に関する関連法が全て制定され発効したならば、知的財産権の規定および保護の完全に調和した法制度が出現することになる。これは外国人投資家にとって不可欠な要素である。同時に、知的所有権保護に関わる調和した法制度は、WTO 条約加盟のために必要であり、EU との安定化・連合プロセスにおけるポジティブな一歩となる。著作権法は、2004 年 12 月に採択されている。

○リスク

- ・ 関係当局が取り組むべき次の課題は、知的所有権保護の執行問題であり、裁判所手続きにおけるこれらの権利の適正な保護と、知的財産機関の機能改善が図られなければ

ならない。現在の司法制度は再編成され、知的所有権に関わる問題のみを取り扱う別個の部署が設立されなければならない。組織的犯罪や海賊版製造行為の取り締まりは、裁判所と警察の密接な協力のもとに継続していく必要がある。

- ・ 同国における外国人投資家にとっては、知的所有権に関わる問題の中でも、その保護が最大の要件となる。海賊行為ないしその他の権利侵害などの知的所有権違反に対するより厳しい懲罰措置を導入するための刑法改正が重要である。そのためには、裁判所に知的所有権問題に特化した個別の部署を設立するなど現行の司法制度の再編成が必要である。主要な知的所有権問題に関わる国民への啓蒙と、知的所有権侵害を拒否する社会的雰囲気醸成するために、強力なメディア・キャンペーンの展開も必要である。

3. 社会的リスク

3.1 労働組合の影響

労働組合の力は、何のリスクも生じさせないほどに弱い。

南東欧諸国において通常そうであるように、労働組合は「旧共産党の道具」とみなされているため、その影響力は弱い。近代的かつ独立した労働組合のあり方は理解されていない。これは全ての南東欧諸国について当てはまる。

3.2 国民性と現地のビジネス慣行

過去の戦争およびセルビアが演じた特別な役割に関するいかなる言及も議論も避けることが勧められる。

古い社会主義流の交渉（まず自社とその事業データを情報提供する）は姿を消した。セルビア人マネージャーは、交渉において単刀直入に中心テーマに言及し、通常よく交渉準備が整っている。

特に若い世代は外国語をよく話し、通訳は多くの場合不要である。一部の地域、特に 1918 年までオーストリア・ハンガリー帝国に属していたボイボディナでは、ドイツ語もよく話される。

- ・ やるべきこと、やってはいけないこと

以下のことは避けることが勧められる。

- ・ コソボ地区の地位および将来、ミロシェビッチ前大統領と彼によって引き起こされた戦争に関わる議論。セルビア人は強い民族意識をもっている。
- ・ 警察のコントロール。特に外国登録ナンバーのスピード違反、飲酒運転取締り。
- ・ ベオグラード市内のタクシー料金は比較的安く、真面目な運転手が多い。また、通常タクシーメーターは使用されている。

4. 会社の設立

4.1 会社設立に要求されること

セルビア・モンテネグロにおける外国投資の手続きと条件は、「外国投資に関わる法」(ユーゴスラビア連邦共和国官報 No.3/2002 および 5/2003)において規定されている。同法は、同国における商業、生産およびその他のビジネス活動に対する外国投資について規定している。投資に関して、外国投資家はセルビア人もしくはセルビア法人としての一定の権利と義務を有している。すなわち、内外無差別が原則である。外資 100% による会社設立も法により認められている。

会社の形態によって最低資本額が規定されている：有限会社 500 ユーロ、「非上場」株式会社 1 万ユーロ、「上場」株式会社 2 万 5,000 ユーロ、銀行業を営む企業 1,000 万ユーロ。

4.2 行政手続き、関連当局、必要なコンタクト

EU の勧告と専門的支援を受けて、会社法は大きく変わった。最も重要な点は、商業登記の中央機関が設立されたことであり、これによって会社設立に要する期間が大幅に短縮され、そのコストも低下している。

会社（法人）は基本契約に基づいて設立され、商業登記機関への登記の後に活動を開始することができる。その基本契約文書には以下の内容が含まれなければならない：会社名および所在地、株式所有者の氏名および所在地（個人の場合は住所）、会社の事業内容、資本金額、株式会社の場合は発行株式数、会社設立に要したコスト。

基本契約における株式保有者の署名は、管轄する裁判所で認証を受けなければならない。将来的には、公証人による認証が予定されている。基本契約文書に認証された署名がなされた後、その会社は商業登記機関への登記が可能になる。外国人投資家に対しては、すでに存在している企業の株式を買収することも可能である。

商業登記機関からの情報によれば、2005 年 10 月以降、企業登記が完了するまでに約 1 ヶ月の期間を要する。さらに、失業保険、年金基金、および健康保険基金への登録に 2 週

間を要する。

ベオグラードおよびポドゴリツァにおける弁護士および法律コンサルタントへの聴き取り調査によれば、代理店の設立コストは 1,200～1,500 ユーロ（弁護士および公証人コストも含む）同様に有限会社が 2,500～3,000 ユーロ、株式会社が 2,500～4,000 ユーロとなっている。

4.3 会社設立に際しての特記事項

電子署名に関わる法が準備中であり、これによって電子媒体のみの手続きによる会社設立が可能になる。商業登記機関への登記後、その会社は以下の認証番号を取得する。

- ・ 統計局からの認識番号
- ・ 税務署からの税認識番号

2005 年 1 月 1 日にセルビアでは付加価値税が導入された（官報 No.84/2004 で公布）。付加価値税は国内における財およびサービスの提供およびそれらの輸入に関連しており、標準税率は 18% である。また基本的食料品、健康保険で負担されない医薬品、学校の教科書および公共サービスに対しては 8% の税率が適用される。

セルビア・モンテネグロにおける事業立ち上げの手順（出所：世界銀行）

（標準的企業の場合）

法的形態：有限会社(Drustvo sa ogranicenom odgovornoscu:DOO)

最低資本金：500 ユーロ相当のセルビア・ディナール（CSD）

設立場所：ベルグラード

（登記に際しての必要事項）

手続き 1：文具店で登記定型用紙を購入。様式RJR-1、様式OP、様式M1 およびM4。

所要日数：1 日

費用： CSD365 = CSD300（裁判所コスト）+CSD5（様式 OP）+CSD20（様式 M1、M4）+CSD20（様式 E1、E3）+CSD10（様式 ROD 1）+CSD10（様式 OU）

手続き 2：法人化の決定もしくは契約および賃貸借契約の裁判所における公証。

所要日数：1 日

費用： CSD2,600

コメント：費用は資本金と賃貸借料の額によって決まる。地方裁判所において少なくとも

も4部のコピーが公証されなければならない。地方裁判所が少なくとも1部を保有し、後に1部が商業裁判所に保管される。保管者は少なくとも2部の原本の保有を要求する。費用は最高 CSD1,025 と設定されている；しかしながら、公証のために裁判所職員が会社事務所を訪れた場合は、CSD1,300 の追加支払が必要となる。認証された設立代表者は、地方裁判所において「OP」署名標本に自らの署名を保証しなければならない。その認証費用は CSD275 である。しかしながら認められた代表が外国人の場合、署名の保証はその代表が居住する国のセルビア・モンテネグロ大使館において行われる。2004 年 3 月にセルビア共和国議会において裁判所費用に関わる新法が採択された。費用は：1 件の公証毎に CSD25、1 件の署名確認毎に CSD50、1 件の代理人署名確認毎に CSD250。

手続き 3：銀行仮勘定口座開設；資本金の全額もしくはその一部およびその他の手数料全額の払い込み。

所要日数：1 日

費用： 無料

コメント：仮勘定口座開設のために、法人化決定もしくは契約の文書を銀行に提出しなければならない。資本金の少なくとも半分が事前に、残りが登記後 2 年以内に払い込まなければならない。この設立保証金は、商業銀行の仮勘定口座に振り込まれる。登記が完了した後、資金は会社の当座預金口座に移され、事業の運転資金として利用可能となる。

手続き 4：ビジネス登記機関（SBRA）からの登記証明取得。

所要日数：3 日

費用： CSD4,090 (CSD3,000+CSD1,090)

コメント：2004 年 7 月に発効したビジネス登記法に従って、会社登記は商業裁判所からセルビア・ビジネス登記機関（SBRA）に送られる。登記に要する期間は最長で 10 日間である。2005 年 2 月 1 日以降、所用期間は 5 日に短縮されている。実際には、機関は証明を 3 日以内に発行している。「沈黙は同意」の原則は有効とされる。CSD3,000 は管轄する商業裁判所の口座に登記申請料として支払われる。CSD1,090 は共和国統計機関の登録番号および略号取得に対して支払われる。2 つの別個の手続きに代わり、現在ではビジネス登記機関が、登記証明と共に統計機関の番号および略号を発行している。

以下の文書の提出が求められる：

- 一連の登録様式
- 地方裁判所によって公証された設立者の正式な署名の入った法人化契約（設立証書）もしくは会社設立に関わる決定
- 設立者による社長選任に関わる決定
- 設立者に関わる情報（設立者が法人の場合は登記書類もしくは ID 番号および設立者が個人の場合は登録在住証明。これら書類が外国語で書かれている場合は、認定された裁判所翻訳者によってセルビア語翻訳版が作成されなければならない（1 ページ当り約 CSD500）
- OP 様式上の証明された社長の署名（もしくは副社長もしくは権限を与えられたその他の人物）
- 行政手数料の支払い証明
- 記入が法定代理人によって行われた場合は、代理人の権限を示す文書
裁判所は、登記申請が現行法に適合しているか、また、添付書類に誤りがな
いかを点検する。

手続き 5：スタンプとシールの作成

所要日数：1 日

費用： CSD2,500

コメント：文字数、デザイン等によって費用は CSD1,500～4,000 と異なる。スタンプ作成のために、登記証明のコピーがスタンプメーカーに提出されなければならない。手続きには 1～2 日を要する。

手続き 6：PIBの取得 - 市役所での税務番号取得；銀行口座開設のための署名認証（3 部のコピー）

所要日数：3 日

費用： 無料（以下の手続きに関して）

コメント：記入され署名捺印された PIB 申請様式、登記証明のコピー、統計機関登録番号が、登記会社住所の地区を管轄する市税務当局に提出されなければならない。RUJP 事務所は全ての市役所分室に設置されている。ビジネス登記機関からの証明のコピーを提出する必要がある。

手続き 7：商業銀行における事業用当座預金口座の開設。

所要日数：1 日

費用：CSD400（署名認証と共和国税）

コメント：必要とされる書類は銀行によって異なるが、通常、以下の書類の提出が求められる。

- 地方裁判所による商業裁判所登録の認証されたコピー（Nos 1 ~ 4 様式）
- 当座預金口座開設申請書
- 預託金契約
- 居住者もしくはそれに相当するものに対しては裁判所によって認証された署名のリスト、非居住者に対しては認証されたコピー（OP 様式）
- 地方裁判所によって公証された設立者の正式な署名の入った法人化契約（設立証書）もしくは会社設立に関わる決定
- 共和国統計機関文書の抜粋コピー（居住者のみ）
- 税務番号 PIB（居住者のみ）
- 法人に対する標本カード（銀行が準備する）（オリジナル）
- 法人化契約のコピー
- 会社定款のコピー
- 設立者の身分証明書コピー

手続き 8：雇用機関/基金との雇用契約登録。

所要日数：1 日

費用： 無料

コメント：以下の様式の提出および保証。新 M1（保険の申請）、旧 M1（保険の申請と雇用関係確立の申請）、E1（空き雇用口の申請）、E3（雇用関係確立もしくは終了の申請）、ROD 1（負担金支払い者の条件の発効/終了/変更に関わる申請）および被雇用者の身分証明書と雇用契約。

手続き 9：PIO基金（年金基金）からの証明書取得。

所要日数：2 日

費用： 無料

コメント：以下の様式、書類の提出。M1（被雇用者に対する保険の報告に使用）、M4

(納税者番号の取得と雇用者負担金支払いに使用) E1、E3 および雇用契約 (査察のため)。雇用開始後 8 日以内に申請書類が提出されなかった場合、遅れの理由を説明した遅延陳述が提出されなければならない。登録番号は 24 時間以内に発行され、基金には 2 度足を運ばなければならない。

手続き 10：健康保険基金からの証明書取得

所要日数：1 日

費用： 無料

コメント：健康診断記録 (医療 ID カード) と健康診断証明の提出。

4.4 公的インセンティブと公的支援

税制面で投資促進のための公的インセンティブが存在する。2004 年 7 月 24 日、法人税法に対する改正法 (官報 No.25/01、80/02、43/03、84/04) によって、法人税率は 14% から 10% に引き下げられた。

二重課税防止協定が存在しない場合、セルビアに居住地を持たない外国人の収入に対しては 20% の税率が適用される。

6 億 CSD 以上を投資し、100 人以上の雇用を創出する企業は、10 年間法人税が免除される。

これまでのところ、外国直接投資を支援する「ワン・ストップ・ショップ」は設立されていない。

・セルビア投資輸出促進庁 (SIEPA)

セルビア共和国議会は 2001 年、セルビア国内での活動もしくは同国への直接投資を計画する企業を支援するため、外国投資輸出促進庁 (SIEPA) の設置を決議した。政府はこの SIEPA を、投資に関わる広範な権限を持ち、政府の各省庁に指令を下せるよう、外国人投資家のためのワン・ストップ・ショップ育成するよう計画しているが、現在のところ、SIEPA による必要な公的支援は存在していない。

外国投資家評議会 (FIC) が 2002 年に設立され、外国投資家の大半を占める 90 社の会員企業の利益を代表している (2005 年 10 月時点)。

・外国人投資家のための電子データベースの立ち上げ

2005 年 12 月 2 日に SIEPA のヤスナ・マティッチ長官は、外国人投資家のために、セルビア国内の 90 市町村にある投資対象候補地約 400 件を紹介可能なデータベースを新設したと述べた。

- ・投資促進プログラム

同プログラムは、実質的に国際的ドナー（いずれもドイツの政府関係機関である技術協力協会(GTZ)および復興金融公庫(KfW)のプログラムと関連したものである。